

専利法実施細則 (2010)	専利法実施細則 (2023)
第一章 総則	
<p>第一条 「中華人民共和国専利法」(以下専利法と略称)に基づき、本細則を制定する。</p>	<p>第一条 (実質的な改訂なし)</p>
<p>第二条</p> <p>専利法と本細則に規定される各種手続きは、書面又は国務院専利行政部門が規定するその他の形式によって行わなければならない。</p>	<p>第二条</p> <p>専利法と本細則に規定される各種手続きは、書面又は国務院専利行政部門が規定するその他の形式によって行わなければならない。電子データ交換などの方式で記載された内容を有形的に表現することができ、いつでも取り出し調べられるデータ電文(以下、電子形式と呼ぶ)は、書面形式とみなされる。</p>
<p>第三条</p> <p>専利法及び本細則に基づいて提出する各種の書類は中国語を使用しなければならない。国が統一的に規定した科学技術用語がある場合は、規範用語を採用しなければならない。外国の人名、地名、科学技術用語であって、統一的な中国語訳が無いものについては、その原文を注記しなければならない。</p> <p>専利法及び本細則に基づいて提出される各種の証明書及び証明書類が外国語によるものであって、国務院専利行政部門が必要と判断した場合、指定の期限内に中国語訳文を追加添付するよう当事者に要求することが出来る。期限が過ぎても追加添付されなかった場合には、当該証明書と証明書類が提出されなかったものとみなされる。</p>	<p>第三条 (実質的な改訂なし)</p>
<p>第四条</p> <p>国務院専利行政部門に郵送された各種書類は、差出の消印の日付を提出日とする。消印の日付が不明瞭なものについては、当事者が証明を提示することが出来る場合を除き、国務院専利行政部門が受領した日付を提出日とする。</p> <p>国務院専利行政部門による各種の書類は、郵送、直接交付、又はその他の方法によって当事者に送達することが出来る。当事者が専利代理機構に委任している場合は、書類を専利代理機構宛てに送付する。専利代理機構に委任していない場合は、書類は願書にて指定された連絡人宛てに送付する。</p> <p>国務院専利行政部門が郵送する各種の書類は、書類</p>	<p>第四条</p> <p>国務院専利行政部門に郵送された各種書類は、差出の消印の日付を提出日とする。消印の日付が不明瞭なものについては、当事者が証明を提示することが出来る場合を除き、国務院専利行政部門が受領した日付を提出日とする。</p> <p>電子形式で国務院専利行政部門に各種の書類を提出する場合、国務院専利行政部門が指定する特定の電子システムに入った日付を提出日とする。</p> <p>国務院専利行政部門による各種の書類は、電子形式、郵送、直接交付、又はその他の方法によって当事者に送達することが出来る。当事者が専利代理機構に委任している場合は、書類を専利代理機構宛てに送付</p>

<p>発送日より起算して満 15 日を以って、当事者の書類受領日と推定する。</p> <p>国務院専利行政部門の規定によって直接交付しなければならない書類については、交付日を送達日とする。</p> <p>書類の送達住所が不明で郵送できないものについては、公告によって当事者に送達することが出来る。公告日より起算して満1ヶ月を以って当該文献は既に送達されたものとみなされる。</p>	<p>する。専利代理機構に委任していない場合は、書類は願書にて指定された連絡人宛てに送付する。</p> <p>国務院専利行政部門が郵送する各種の書類は、書類発送日より起算して満 15 日を以って、当事者の書類受領日と推定する。当事者が実際に書類を受領した日付を証明できる証拠を提供した場合、実際に受領した日に準ずる。</p> <p>国務院専利行政部門の規定によって直接交付しなければならない書類については、交付日を送達日とする。</p> <p>書類の送達住所が不明で郵送できないものについては、公告によって当事者に送達することが出来る。公告日より起算して満1ヶ月を以って当該書類は既に送達されたものとみなされる。</p> <p>国務院専利行政部門が電子形式で送付した各種の書類は、当事者が認める電子システムに入った日付を送付日とする。</p>
<p>第五条</p> <p>専利法及び本細則に規定される各種の期限の1日目は期限内に算入しない。期限が年又は月を以って計算される場合は、その最終月の相応する日を期限の満了日とする。その月に相応する日がない場合はその月の最後の日を期限の満了日とする。期限の満了日が法定休日である場合は、休日後の最初の業務日を期限の満了日とする。</p>	<p>第五条</p> <p>専利法及び本細則に規定される各種の期限の開始当日は期限内に算入せず、翌日から計算する。期限が年又は月を以って計算される場合は、その最終月の相応する日を期限の満了日とする。その月に相応する日がない場合はその月の最後の日を期限の満了日とする。期限の満了日が法定休日である場合は、休日後の最初の業務日を期限の満了日とする。</p>
<p>第六条</p> <p>当事者が不可抗力の事由により、専利法又は本細則に規定される期限又は国務院専利行政部門が指定した期限に間に合わず、その権利を消滅させた場合は、障碍が取り除かれた日より起算して2ヶ月以内、遅くとも期限の満了日より起算して2年以内に、国務院専利行政部門に権利の回復を請求することが出来る。</p> <p>前款に規定される状況を除き、当事者がその他の正当な理由により、専利法又は本細則に規定される期限又は国務院専利行政部門が指定した期限に間に合わず、その権利を消滅させた場合、国務院専利行政部門の通知を受領した日より起算して2ヶ月以内に国務院専利行政部門に権利の回復を請求することが出来る。</p> <p>当事者が本条第一款又は第二款の規定に基づき権利の回復を請求する場合、権利回復請求書を提出し、</p>	<p>第六条</p> <p>当事者が不可抗力の事由により、専利法又は本細則に規定される期限又は国務院専利行政部門が指定した期限に遅れて、その権利を喪失した場合は、障碍が取り除かれた日より起算して2ヶ月以内且つ期限の満了日より起算して2年以内に、国務院専利行政部門に権利の回復を請求することが出来る。</p> <p>前款に規定される状況を除き、当事者がその他の正当な理由により、専利法又は本細則に規定される期限又は国務院専利行政部門が指定した期限に遅れて、その権利を喪失した場合、国務院専利行政部門の通知を受領した日より起算して2ヶ月以内に国務院専利行政部門に権利の回復を請求することが出来る。ただし、復審請求期限に遅れた場合、復審請求期限の満了日より起算して2ヶ月以内に国務院専利行政部門に権利の</p>

<p>理由を説明して、必要に応じて関連証明書類を添付した上、権利消滅前に行うべき関連手続きを完了しなければならない。本条第二款の規定に基づき権利の回復を請求する場合、さらに権利回復請求費を納めなければならない。</p> <p>当事者は、国務院専利行政部門が指定した期限の延長を申請する場合、期限の満了日までに国務院専利行政部門に理由を説明し、且つ関係手続きを取らなければならない。</p> <p>本条第一款及び第二款の規定は、専利法第二十四条、第二十九条、第四十二条、第六十八条に規定される期限には適用されない。</p>	<p>回復を請求することができる。</p> <p>当事者が本条第一款又は第二款の規定に基づき権利の回復を請求する場合、権利回復請求書を提出し、理由を説明して、必要に応じて関連証明書類を添付した上、権利喪失前に行うべき関連手続きを完了しなければならない。本条第二款の規定に基づき権利の回復を請求する場合、さらに権利回復請求費を納めなければならない。</p> <p>当事者は国務院専利行政部門が指定した期限の延長を申請する場合、期限の満了日までに国務院専利行政部門に期限延長請求書を提出し、理由を説明し、且つ関係手続きを取らなければならない。</p> <p>本条第一款及び第二款の規定は、専利法第二十四条、第二十九条、第四十二条、第七十四条に規定される期限には適用されない。</p>
<p>第七条</p> <p>専利出願が国防利益に関わるもので秘密保持が必要である場合は、国防専利機構が受理して審査を行う。国務院専利行政部門が受理し、国防利益に関わるもので秘密保持が必要である専利出願は、遅滞なく国防専利機構に移管して審査を行わなければならない。国防専利機構の審査を経て拒絶理由を発見しない場合は、国務院専利行政部門が国防専利権の付与を決定する。</p> <p>国務院専利行政部門は、受理した発明又は実用新案の専利出願が国防利益以外の国家安全又は重大利益に関わるもので秘密保持が必要であると認めた場合、遅滞なく秘密専利出願として処理することを決定し、出願人に通知しなければならない。秘密専利出願の審査、復審及び秘密専利権の無効宣告に関わる特別な手続きは、国務院専利行政部門により規定される。</p>	<p>第七条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第八条</p> <p>専利法第二十条にいう中国において完成された発明又は実用新案とは、技術案の実質的な内容が中国国内で完成された発明または実用新案をいう。いかなる事業体又は個人が中国において完成した発明又は実用新案をもって外国に専利を出願する場合、下記に挙げる方式の何れか一つによって国務院専利行政部門に秘密保持の審査を請求しなければならない。</p> <p>（一） 直接外国に専利を出願する又は関連する外</p>	<p>第八条（実質的な改訂なし）</p>

<p>国機構に専利の国際出願を提出する場合、事前に国務院専利行政部門へ請求を申し立て、かつその技術案について詳しく説明しなければならない。</p> <p>(二) 国務院専利行政部門に専利を出願した後外国に専利を出願する又は関連する外国機構に専利の国際出願を提出する場合、外国に専利を出願する又は関連する外国機構に専利の国際出願を提出する前に国務院専利行政部門に請求を申し立てなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門に専利の国際出願を提出する場合、同時に秘密保持審査請求を提出したと見なされる。</p>	
<p>第九条</p> <p>国務院専利行政部門は、本細則第八条に基づいて提出された請求を受け取った後、審査を経て当該発明又は実用新案が国家の安全又は重大利益に係わる可能性があり秘密保持の必要があると認めた場合、適時出願人に秘密保持審査通知を発行しなければならない。出願人は、その請求提出日より起算して4ヶ月以内に秘密保持審査通知を受領していない場合、当該発明又は実用新案を以って外国に専利の出願又は関連する外国機構に専利国際出願を提出することができる。</p> <p>国務院専利行政部門は前項の規定により秘密保持審査を行う場合、秘密保持の必要性があるかについて適時決定を下したうえ、出願人に通知しなければならない。出願人は、その請求提出日から6ヶ月以内に秘密保持必要の決定を受領していない場合、当該発明又は実用新案を以って外国に専利出願又は関連する外国機構に専利国際出願を提出することができる。</p>	<p>第九条</p> <p>国務院専利行政部門は、本細則第八条に基づいて提出された請求を受け取った後、審査を経て当該発明又は実用新案が国家の安全又は重大利益に係わる可能性があり秘密保持の必要があると認めた場合、その請求提出日より起算して2ヶ月以内に出願人に秘密保持審査通知を発行しなければならない。状況が複雑な場合は、2ヶ月延長することができる。</p> <p>国務院専利行政部門は前項の規定により秘密保持審査を行うことを通知した場合、その請求提出日より起算して4ヶ月以内に秘密保持の必要性があるかについて決定し、出願人に通知しなければならない。状況が複雑な場合、2ヶ月延長することができる。</p>
<p>第十条</p> <p>専利法第五条にいう国の法律に違反する発明創造には、その実施のみが法律により禁止される発明創造は含まれない。</p>	<p>第十条 (実質的な改訂なし)</p>
	<p>第十一条</p> <p>専利出願は誠実信用の原則に従わなければならない。各種の専利出願を提出する場合は、実際の発明創造活動を基礎としなければならない。虚偽を行ってはならない。</p>
<p>第十一条</p> <p>専利法第二十八条及び第四十二条に規定される状</p>	<p>第十二条 (実質的な改訂なし)</p>

<p>況を除き、専利法にいう出願日とは、優先権を有するものについては優先権日を指す。</p> <p>本細則にいう出願日とは、他に規定がある場合を除き、専利法二十八条に規定される出願日を指す。</p>	
<p>第十二条</p> <p>専利法第六条にいう、当事業体の任務を遂行することによって完成した職務発明創造とは、次のものをいう。</p> <p>(一) 本来の職務の中で行った発明創造</p> <p>(二) 当事業体から与えられた本来の職務以外の任務の履行によって行われた発明創造</p> <p>(三) 定年退職、元の事業体から転職した後又は労働や人事関係終止後の1年以内に行った、元の事業体で担当していた本来の職務又は元の事業体から与えられた任務と関係のある発明創造</p> <p>専利法第六条にいう当事業体には、一時的な勤め先を含む。専利法第六条にいう当事業体の物質的技術条件とは、当事業体の資金、設備、部品、原材料、又は一般的に開示されていない技術資料などを指す。</p>	<p>第十三条</p> <p>専利法第六条にいう、当事業体の任務を遂行することによって完成した職務発明創造とは、次のものをいう。</p> <p>(一) 本来の職務の中で行った発明創造</p> <p>(二) 当事業体から与えられた本来の職務以外の任務の履行によって行われた発明創造</p> <p>(三) 定年退職、元の事業体から転職した後又は労働や人事関係終止後の1年以内に行った、元の事業体で担当していた本来の職務又は元の事業体から与えられた任務と関係のある発明創造</p> <p>専利法第六条にいう当事業体には、一時的な勤め先を含む。専利法第六条にいう当事業体の物質的技術条件とは、当事業体の資金、設備、部品、原材料、又は一般的に開示されていない技術情報及び資料などを指す。</p>
<p>第十三条</p> <p>専利法にいう発明者又は設計者とは、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした者を指す。発明創造を完成させる過程に於いて単にその仕事を組織した者、物質的・技術的条件の利用のために便宜を図った者、又はその他の補助的な作業に従事したものは発明者又は設計者ではない。</p>	<p>第十四条 (実質的な改訂なし)</p>
<p>第十四条</p> <p>専利法第十条の規定に基づいて専利権を譲渡する場合を除き、専利権がその他の事由によって移転する場合、当事者は関係証明書類又は法律文書をもって、国務院専利行政部門で専利権移転手続きを取らなければならない。</p> <p>専利権者が他者と締結した専利実施許諾契約は契約発効日より起算して3ヶ月以内に、国務院専利行政部門に届け出なければならない。</p> <p>専利権をもって質権設定する場合、質入れ人と質権者は共同で、国務院専利行政部門で質権設定手続きを取らなければならない。</p>	<p>第十五条 (実質的な改訂なし)</p>
	<p>第十六条</p>

	<p>専利活動は、党と国家知的財産権戦略的配置を貫徹し、わが国の専利創造、運用、保護、管理およびサービスレベルを高め、全面的な革新を支持し、革新型国家建設を促進しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は専利情報の公共サービス能力を高め、専利情報を完全、正確、タイムリーに発表し、専利基礎データを提供し、専利関連データ資源の開放的共有、相互交流を促進しなければならない。</p>
--	---

第二章 専利の出願

<p>第十五条</p> <p>書面によって専利出願する場合、国務院専利行政部門に出願書類1式2部を提出しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門が規定するその他の形式で専利出願する場合は、規定の要求に符合しなければならない。</p> <p>出願人が専利代理機構に委任して国務院専利行政部門に専利を出願する又はその他の専利事務を行う場合、同時に委任の権限を明記した委任状を提出しなければならない。</p> <p>出願人が2人以上で且つ専利代理機構に委任していない場合、願書に別途言明されている場合を除き、願書に明記されている第一出願人を代表人とする。</p>	<p>第十七条</p> <p>専利出願する場合、国務院専利行政部門に出願書類を提出しなければならない。出願書類は規定の要求に符合しなければならない。</p> <p>出願人が専利代理機構に委任して国務院専利行政部門に専利を出願する又はその他の専利事務を行う場合、同時に委任の権限を明記した委任状を提出しなければならない。</p> <p>出願人が2人以上で且つ専利代理機構に委任していない場合、願書に別途言明されている場合を除き、願書に明記されている第一出願人を代表人とする。</p>
---	---

	<p>第十八条</p> <p>専利法第十八条第一款の規定に基づき専利代理機構に中国での専利出願とその他の専利事務処理を委任し、以下の事務に係る場合、出願人または専利権者自らに対応することができる。</p> <p>(一) 出願が優先権を主張するもので、最初に提出した専利出願（以下先願という）書類の副本を提出する場合</p> <p>(二) 費用の納付</p> <p>(三) 国務院専利行政部門が定めるその他の事務</p>
--	--

<p>第十六条</p> <p>発明、実用新案又は意匠の専利出願の願書には以下の事項を明記しなければならない。</p> <p>(一) 発明、実用新案又は意匠の名称</p> <p>(二) 出願人が中国の事業体又は個人の場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、組織機構コード又は住民身分証明書番号。出願人が外国人、外国企業又は外国のその他の組織の場合、その氏名又は名称、国籍</p>	<p>第十九条</p> <p>発明、実用新案又は意匠の専利出願の願書には以下の事項を明記しなければならない。</p> <p>(一) 発明、実用新案又は意匠の名称</p> <p>(二) 出願人が中国の事業体又は個人の場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、統一社会信用コード又は身分証明書番号。出願人が外国人、外国企業又は外国のその他の組織の場合、その氏名又は名称、国籍</p>
--	--

<p>又は登録した国又は地域</p> <p>(三) 発明者又は設計者の氏名</p> <p>(四) 出願人が代理機構に委任している場合は、受任した機構の名称、機構コード及び当該機構が指定する専利代理人の氏名、執業免許番号、連絡先電話番号</p> <p>(五) 優先権を主張する場合、出願人が最初に提出した専利出願（以下「先願」と略称）の出願日、出願番号および元の受理機関の名称</p> <p>(六) 出願人又は専利代理機構の署名又は捺印</p> <p>(七) 出願書類目録</p> <p>(八) 添付書類目録</p> <p>(九) その他、明記すべき関係事項</p>	<p>又は登録した国又は地域。</p> <p>(三) 発明者又は設計者の氏名</p> <p>(四) 出願人が専利代理機構に委任している場合は、受任した機構の名称、機構コード及び当該機構が指定する専利代理師の氏名、専利代理師資格証番号、連絡先電話番号</p> <p>(五) 優先権を主張する場合、先願の出願日、出願番号および元の受理機関の名称</p> <p>(六) 出願人又は専利代理機構の署名又は捺印</p> <p>(七) 出願書類目録</p> <p>(八) 添付書類目録</p> <p>(九) その他、明記すべき関係事項</p>
<p>第十七条</p> <p>発明又は実用新案専利出願の明細書には発明又は実用新案の名称を明記しなければならない。同名称は願書中の名称と一致しなければならない。明細書には以下の内容が含まれていなければならない。</p> <p>(一) 技術分野：保護を求める技術案の属する技術分野を明記する。</p> <p>(二) 背景技術：発明又は実用新案に対する理解、検索、審査に有用な背景技術を明記する。可能な場合には、さらにこれらの背景技術を反映する文章を引用して証明する。</p> <p>(三) 発明の内容：発明又は実用新案が解決しようとする技術的問題及びその技術的問題を解決するために採用した技術案を明記し、さらに従来技術と対比して、発明又は実用新案がもたらす有益な効果を明記する。</p> <p>(四) 図面の説明：明細書に添付図面がある場合は、各添付図面について簡単に説明する。</p> <p>(五) 具体的な実施形態：発明又は実用新案の実施に当たって最良と出願人が考える形態を詳細に明記する。必要に応じて実施例を挙げて説明する。添付図面がある場合は、添付図面を参照する。</p> <p>発明又は実用新案の出願人は、その専利又は実用新案の性質がその他の方式又は順序によって明細書を作成した方が明細書の紙幅を節約でき且つ他人にその発明又は実用新案を正確に理解させることが出来るものである場合を除き、前項に規定される方式と順序に基づいて明細書を作成し、且つ明細書の各部分の</p>	<p>第二十条</p> <p>発明又は実用新案専利出願の明細書には発明又は実用新案の名称を明記しなければならない。同名称は願書中の名称と一致しなければならない。明細書には以下の内容が含まれていなければならない。</p> <p>(一) 技術分野：保護を求める技術案の属する技術分野を明記する。</p> <p>(二) 背景技術：発明又は実用新案に対する理解、検索、審査に有用な背景技術を明記する。可能な場合には、さらにこれらの背景技術を反映する文章を引用して証明する。</p> <p>(三) 発明の内容：発明又は実用新案が解決しようとする技術的問題及びその技術的問題を解決するために採用した技術案を明記し、さらに従来技術と対比して、発明又は実用新案がもたらす有益な効果を明記する。</p> <p>(四) 図面の説明：明細書に添付図面がある場合は、各添付図面について簡単に説明する。</p> <p>(五) 具体的な実施形態：発明又は実用新案の実施に当たって最良と出願人が考える形態を詳細に明記する。必要に応じて実施例を挙げて説明する。添付図面がある場合は、添付図面を参照する。</p> <p>発明又は実用新案の出願人は、その発明又は実用新案の性質がその他の方式又は順序によって明細書を作成した方が明細書の紙幅を節約でき且つ他人にその発明又は実用新案を正確に理解させることが出来るものである場合を除き、前項に規定される方式と順序に基づいて明細書を作成し、且つ明細書の各部分の</p>

<p>最初に表題を明記しなければならない。</p> <p>発明又は実用新案の明細書は、用語が規範的で、文章が明瞭でなければならず、また「請求項…に記載する…であって」のような引用文や、商業的な宣伝用語を用いてはならない。</p> <p>発明専利出願に一つ又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合、明細書に国務院専利行政部門が規定する配列表を含めなければならない。出願人は配列表を明細書の一つ単独した部分として提出しなければならない。かつ国務院専利行政部門の規定に基づいて、コンピューター読み取り可能な形式による当該配列表の副本を提出しなければならない。</p> <p>実用新案専利出願の明細書には、保護を請求する製品の形状、構造又はその組み合わせを示す添付図面を備えなければならない。</p>	<p>最初に表題を明記しなければならない。</p> <p>発明又は実用新案の明細書は、用語が規範的で、文章が明瞭でなければならず、また「請求項…に記載する…であって」のような引用文や、商業的な宣伝用語を用いてはならない。</p> <p>発明専利出願に一つ又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合、明細書に国務院専利行政部門が規定する配列表を含めなければならない。</p> <p>実用新案専利出願の明細書には、保護を請求する製品の形状、構造又はその組み合わせを示す添付図面を備えなければならない。</p>
<p>第十八条</p> <p>発明又は実用新案の一枚以上の添付図面は「図 1、図 2、……」の順に番号を振って並べなければならない。</p> <p>発明又は実用新案の明細書の文字部分に言及されていない記号は添付図面中に出現してはならない。添付図面中に出現していない記号は明細書の文字部分で言及してはならない。出願書類の中で同一構成部分を表す添付図面の記号は一致しなければならない。</p> <p>添付図面には、必要な字句を除き、その他の注釈を有してはならない。</p>	<p>第二十一条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第十九条</p> <p>請求の範囲には発明又は実用新案の技術的特徴を記載しなければならない。</p> <p>請求の範囲に複数の請求項がある場合は、アラビア数字で番号を振らなければならない。</p> <p>請求の範囲中で使用する科学技術用語は明細書中に使用する科学技術用語と一致しなければならず、化学式又は数式は有ってもよいが、挿絵が有ってはならない。絶対に必要な場合を除き、「明細書…の部分に記載されたように」又は「図面…に示すように」などの表現を使用してはならない。</p> <p>請求項中の技術的特徴は明細書添付図面中の対応する記号を引用することができ、当該記号は、請求項の理解に資する為に対応する技術的特徴の後の括弧</p>	<p>第二十二条（実質的な改訂なし）</p>

<p>に置かなければならない。添付図面の記号は請求項への制限と解してはならない。</p>	
<p>第二十条</p> <p>請求の範囲は独立請求項を有しなければならず、従属請求項を有してもよい。</p> <p>独立請求項は専利又は実用新案の技術案を全体的に反映し、技術的問題を解決するために必要な技術的特徴を記載しなければならない。</p> <p>従属請求項は付加される技術的特徴を用い、引用する請求項を更に限定しなければならない。</p>	<p>第二十三条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第二十一条</p> <p>発明又は実用新案の独立請求項は前提部分と特徴部分を備え、以下の規定に基づいて作成しなければならない。</p> <p>（一）前提部分：保護を請求する発明又は実用新案技術案の主題の名称及び発明又は実用新案主題が最も近い従来技術と共有する必要技術的特徴を明記する。</p> <p>（二）特徴部分：「・・・を特徴とする」又はこれに類似する用語を用い、発明又は実用新案が最も近い従来技術と異なる技術的特徴を明記する。これらの特徴は前提部分に明記する特徴と合わせて、発明又は実用新案が保護を求める範囲を限定する。</p> <p>発明又は実用新案の性質が前項の方式によって表現するに適さない場合、独立請求項はその他の方式で作成することが出来る。</p> <p>一つの発明又は実用新案には一つの独立請求項しかあってはならず、かつ同一の発明又は実用新案の従属請求項の前に記載するものとする。</p>	<p>第二十四条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第二十二条</p> <p>発明又は実用新案の従属請求項は引用部分と限定部分を備え、以下の規定に基づいて作成しなければならない。</p> <p>（一）引用部分：引用する請求項の番号とテーマの名称を明記する。</p> <p>（二）限定部分：発明又は実用新案の付加的な技術的特徴を明記する。</p> <p>従属請求項はその前の請求項しか引用できない。2つ以上の請求項を引用する多項従属請求項は、択一的にその前の請求項を引用し、かつ他の多項従属請求項</p>	<p>第二十五条（実質的な改訂なし）</p>

<p>の基礎としてはならない。</p>	
<p>第二十三条</p> <p>明細書の要約書には発明又は実用新案専利出願に開示される内容の概要、即ち、発明又は実用新案の名称とその属する技術分野を明記し、かつ解決しようとする技術問題、同問題を解決するための技術案の要点及び主な用途を明確に反映しなければならない。</p> <p>明細書の要約書には発明を最も説明できる化学式を含むことができる。添付図面のある専利出願は、更に当該発明又は実用新案の技術的特徴を最も説明できる添付図面を一枚提出しなければならない。添付図面の大きさと明瞭度は、当該図面が4cm×6cmに縮小された時にもなお、図面の中の詳細がはっきりと識別できなければならない。要約書の文字部分は300字を超えてはならない。明細書中には営業的宣伝用語を使用してはならない。</p>	<p>第二十六条</p> <p>明細書の要約書には発明又は実用新案専利出願に開示される内容の概要、即ち、発明又は実用新案の名称とその属する技術分野を明記し、かつ解決しようとする技術問題、同問題を解決するための技術案の要点及び主な用途を明確に反映しなければならない。</p> <p>明細書の要約書には発明を最も説明できる化学式を含むことができる。添付図面のある専利出願は、請求書において発明又は実用新案の技術的特徴の技術的特徴を最も説明できる一枚の添付図面を要約図面として指定しなければならない。明細書中には営業的宣伝用語を使用してはならない。</p>
<p>第二十四条</p> <p>専利出願する発明が新しい生物材料に関わり、当該生物材料が一般に入手できないものであり、且つ当該生物材料に対する説明は当該分野の技術者にその発明を実施させるには充分でない場合は、専利法と本細則の関連規定に符合する他に、出願人は以下の手続きも取らなければならない。</p> <p>(一) 出願日まで又は遅くとも出願日（優先権がある場合には、優先権日を指す）に、当該生物材料のサンプルを国務院専利行政部門に認可された寄託機関に寄託し、かつ出願時又は出願日より起算して4ヶ月以内に寄託機関が発行する寄託証明書と生存証明書を提出しなければならない。期限が満了になっても証明書が提出されない場合、当該サンプルは寄託されていないものとみなされる。</p> <p>(二) 出願書類の中で、当該生物材料の特徴に関する資料を提供する。</p> <p>(三) 生物材料サンプルの寄託に関わる専利出願は、願書及び明細書中に当該生物材料の分類名称（ラテン語名を注記する）、当該生物材料を寄託した機関の名称、所在地、寄託日、寄託番号を明記しなければならない。出願時に明記されていない場合は、出願日より起算して4ヶ月以内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正されない場合は、寄託され</p>	<p>第二十七条（実質的な改訂なし）</p>

<p>ていないものとみなされる。</p>	
<p>第二十五条</p> <p>発明専利出願人が本細則第二十四条の規定に基づいて生物材料のサンプルを寄託した場合、発明専利出願が公開された後、如何なる事業体又は個人も当該発明専利出願に関わる生物材料を実験目的で使用する必要がある場合、国務院専利行政部門に申請を提出し、以下の事項を明記しなければならない。</p> <p>(一) 申請者の氏名又は名称と住所</p> <p>(二) 他の如何なる人にも当該生物材料を提供しない旨の保証</p> <p>(三) 専利権が付与されるまでに、実験目的でのみ使用する旨の保証</p>	<p>第二十八条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第二十六条</p> <p>専利法でいう遺伝資源とは、人体、動物、植物、又は微生物などに由来し、遺伝の功能的な単位を有し、かつ現実又は潜在的な価値を備える材料を指す。専利法でいう遺伝資源に依存して完成された発明創造とは、遺伝資源の遺伝機能を利用して完成された発明創造をいう。</p> <p>遺伝資源に依存して完成された発明創造について専利を出願する場合、出願人は願書においてその旨を説明し、かつ国務院専利行政部門が制定した書式に記入しなければならない。</p>	<p>第二十九条</p> <p>専利法でいう遺伝資源とは、人体、動物、植物、又は微生物などに由来し、遺伝の功能的な単位を有し、かつ現実又は潜在的な価値を備える材料及びその材料を利用して発生する遺伝情報を指す。専利法でいう遺伝資源に依存して完成された発明創造とは、遺伝資源の遺伝機能を利用して完成された発明創造をいう。</p> <p>遺伝資源に依存して完成された発明創造について専利を出願する場合、出願人は願書においてその旨を説明し、かつ国務院専利行政部門が制定した書式に記入しなければならない。</p>
<p>第二十七条</p> <p>出願人は色彩の保護を求める場合、カラーの図面又は写真を提出しなければならない。</p> <p>出願人は各意匠製品において保護を求める内容について関係する図面又は写真を提出しなければならない。</p>	<p>第三十条</p> <p>出願人は各意匠製品において保護を求める内容について関連する図面又は写真を提出しなければならない。</p> <p>部分意匠出願をする場合、製品全体の斜視図を提出し、破線と実線を組み合わせるか、又はその他の方法で保護すべき内容を表示しなければならない。</p> <p>出願人は色彩の保護を求める場合、カラーの図面又は写真を提出しなければならない。</p>
<p>第二十八条</p> <p>意匠の簡単な説明において、意匠製品の名称、用途及び意匠の設計要点を明記し、かつ設計要点が最も明瞭に示されている図面又は写真を一枚指定しなければならない。斜視図の省略や色彩の保護を求める場合は、簡単な説明中にその旨を明記する。</p> <p>同一の製品における複数項の類似意匠を一つの意</p>	<p>第三十一条</p> <p>意匠の簡単な説明において、意匠製品の名称、用途及び意匠の設計要点を明記し、かつ設計要点が最も明瞭に示されている図面又は写真を一枚指定しなければならない。斜視図の省略や色彩の保護を求める場合は、簡単な説明にその旨を明記する。</p> <p>同一の製品における複数項の類似意匠を一つの意</p>

<p>匠として出願する場合、簡単な説明の中で、そのうちの一つを基本設計に指定しなければならない。</p> <p>簡単な説明は営業的宣伝用語を使用したり、製品の性能の説明に使ったりしてはならない。</p>	<p>匠として出願する場合、簡単な説明の中で、そのうちの一つを基本設計に指定しなければならない。</p> <p>部分意匠出願をする場合、製品全体の斜視図において、破線と実線を組み合わせた方式によって表示されている場合を除き、簡単な説明において保護を求める部分を明記しなければならない。</p> <p>簡単な説明は営業的宣伝用語を使用したり、製品の性能を説明したりしてはならない。</p>
<p>第二十九条</p> <p>国務院専利行政部門は必要に応じて、意匠を使用する製品のサンプル又は模型を提出するよう意匠専利出願人に要求することが出来る。サンプル又は模型の体積は 30cm×30cm×30cm 以下、重量は 15kg 以下とする。腐りやすいもの、壊れやすいもの、又は危険物はサンプル又は模型として提出してはならない。</p>	<p>第三十二条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第三十条</p> <p>専利法第二十四条第（一）項にいう中国政府が承認した国際博覧会とは、国際博覧会条約に定められた、博覧会国際事務局に登録した又はそれに認められた国際博覧会を指す。</p> <p>専利法第二十四条第（二）項にいう学術会議又は技術会議とは、国務院の関係主管部門又は全国的な学術団体が主催する学術会議又は技術会議を指す。</p> <p>専利出願する発明創造に専利法第二十四条第（一）項又は第（二）項に挙げた事情がある場合、出願人は専利出願の提出時に声明し、かつ出願日より起算して 2 ヶ月以内に、国際博覧会又は学術会議、技術会議の主催者が発行した、関係発明創造が既に展示された又は発表された事実、並びに展示又は発表の期日を証明する書類を提出しなければならない。</p> <p>専利出願する発明創造に専利法第二十四条第（三）項に挙げた事情がある場合、国務院専利行政部門は必要に応じて、指定期限内での証明書類の提出を出願人に要求することができる。</p> <p>出願人が本条第三款の規定に基づいて声明と証明書類を提出しない、又は本条第四款の規定に基づいて指定期限内に証明書類を提出しなかった場合、その出願は専利法第二十四条の規定を適用しない。</p>	<p>第三十三条</p> <p>専利法第二十四条第（二）項にいう中国政府が承認した国際博覧会とは、国際博覧会条約に定められた、博覧会国際事務局に登録した又はそれに認められた国際博覧会を指す。</p> <p>専利法第二十四条第（三）項にいう学術会議又は技術会議とは、国務院の関係主管部門又は全国的な学術団体が主催する学術会議又は技術会議、及び国務院の関係主管部門に認められた国際組織による学術会議または技術会議を指す。</p> <p>専利出願する発明創造に専利法第二十四条第（二）項又は第（三）項に挙げた事情がある場合、出願人は専利出願の提出時に声明し、かつ出願日より起算して 2 ヶ月以内に、関係発明創造が既に展示された又は発表された、及び展示された又は発表された期日を証明する書類を提出しなければならない。</p> <p>専利出願する発明創造に専利法第二十四条第（一）項又は第（四）項に挙げた事情がある場合、国務院専利行政部門は必要に応じて、指定期限内での証明書類の提出を出願人に要求することができる。</p> <p>出願人が本条第三款の規定に基づいて声明と証明書類を提出しない、又は本条第四款の規定に基づいて指定期限内に証明書類を提出しなかった場合、その出願は専利法第二十四条の規定を適用しない。</p>
<p>第三十一条</p>	<p>第三十四条（実質的な改訂なし）</p>

出願人が専利法第三十条の規定に基づいて外国優先権を主張する場合、出願人が提出する先願の書類副本は元の受理機構の証明を受けなければならない。国務院専利行政部門が当該受理機構と結んだ協議に基づいて、国務院専利行政部門は電子交換等のルートで先願の書類副本を取得した場合、出願人が当該受理機構による証明を受けた先願の書類副本を提出したものとみなされる。国内優先権を主張し、出願人は願書において先願の出願日と出願番号を明記した場合、先願の書類副本を提出したものとみなされる。

優先権を主張したものの、願書において先願の出願日、出願番号と元の受理機構の名称のうちの一項目または二項の内容について記載漏れまたは記載ミスがあった場合、国務院専利行政部門は出願人に指定期限内に補正するよう通知する。期限満了で補正されなかった場合、優先権を主張していないものとみなされる。

優先権を主張する出願人の氏名又は名称が先願の書類副本に記載される出願人の氏名又は名称と一致しない場合、優先権譲渡の証明材料を提出しなければならない。当該証明材料を提出しない場合、優先権を主張していないものとみなされる。

意匠専利出願の出願人が外国優先権を主張し、その先願には意匠の簡単な説明を備えないものの、出願人が本細則第二十八条の規定に基づいて提出した簡単な説明が先願書類における図面または写真に示めされる範囲を超えていない場合、その優先権の主張には影響しない。

第三十二条

出願人は一つの専利出願において一つ又は複数の優先権を主張することが出来る。複数の優先権を主張する場合、同出願の優先権の期限が最も早い優先権日より起算する。

出願人が国内優先権を主張し、先願が発明専利出願である場合、同じ主題について発明又は実用新案専利出願をすることが出来る。先願が実用新案専利の出願である場合、同じ主題について実用新案又は発明専利出願をすることができる。ただし、後の出願の提出に当たり、先願の主題が以下に挙げる状況の一つにあたる場合、国内優先権を主張する基礎としてはならない。

第三十五条

出願人は一つの専利出願において一つ又は複数の優先権を主張することが出来る。複数の優先権を主張する場合、同出願の優先権の期限が最も早い優先権日より起算する。

発明または実用新案専利出願の出願人が国内優先権を主張し、先願が発明専利出願である場合、同じ主題について発明又は実用新案専利出願をすることが出来る。先願が実用新案専利出願である場合、同じ主題について実用新案又は発明専利出願をすることができる。**意匠専利出願の出願人が国内優先権を主張し、先願が発明または実用新案専利出願である場合、図面に示された設計について同じ主題の意匠専利出**

<p>(一) 既に外国優先権又は国内優先権を主張している場合</p> <p>(二) 既に専利権が付与されている場合</p> <p>(三) 規定によって提出した分割出願に属する場合</p> <p>出願人が国内優先権を主張する場合、その先願は後の出願が提出された日より取り下げられたものとみなされる。</p>	<p>願を提出することができる。先願が意匠専利出願である場合、同じ主題について意匠専利出願を提出することができる。ただし、後の出願の提出に当たり、先願の主題が以下に挙げる状況の一つにあたる場合、国内優先権を主張する基礎としてはならない。</p> <p>(一) 既に外国優先権又は国内優先権を主張している場合</p> <p>(二) 既に専利権が付与されている場合</p> <p>(三) 規定によって提出した分割出願に属する場合</p> <p>出願人が国内優先権を主張する場合、その先願は後の出願が提出された日より取り下げられたものとみなされる。ただし、意匠専利出願の出願人が発明または実用新案専利出願を国内優先権の基礎とすることを主張した場合はこの限りではない。</p>
	<p>第三十六条</p> <p>出願人が専利法第二十九条に規定される期限を超えて、国務院専利行政部門に同じ主題で発明または実用新案専利出願を提出し、正当な理由がある場合、期限満了日より起算して2ヶ月以内に優先権の回復を請求することができる。</p>
	<p>第三十七条</p> <p>発明または実用新案専利出願人が優先権を主張した場合、優先権日より起算して16ヶ月以内、または出願日より起算して4ヶ月以内に、願書において優先権の主張の追加または修正を請求することができる。</p>
<p>第三十三条</p> <p>中国に恒常的居所又は営業所を有さない出願人が専利を出願する又は外国優先権を主張する場合、国務院専利行政部門は必要に応じて、以下の書類の提出を要求することができる。</p> <p>(一) 出願人が個人の場合、その国籍の証明</p> <p>(二) 出願人が企業又はその他の組織である場合、その登録した国又は地域の証明書類</p> <p>(三) 中国の機関及び個人が当該国国民と同等の条件で、同国において専利権、優先権及び専利に関わるその他の権利を享有することを出願人所属国が承認する旨の証明書類</p>	<p>第三十八条 (実質的な改訂なし)</p>
<p>第三十四条</p> <p>専利法第三十一条第一款の規定に基づいて、一つの専利出願として提出出来る、一つの全体的発明構想に</p>	<p>第三十九条 (実質的な改訂なし)</p>

<p>属する二つ以上の特発明又は実用新案は、技術的に相互に関連し、一つ又は複数の同一又は相応する特定の技術的特徴を備えなければならない。ここにいう特定の技術的特徴とは各発明又は実用新案が全体として従来技術に貢献した技術的特徴を指す。</p>	
<p>第三十五条</p> <p>専利法第三十一条第二款の規定に基づいて、同一製品における複数の類似意匠を一件の出願として提出する場合、当該製品におけるほかの設計は簡単な説明で指定された基本設計と類似しなければならない。一件の意匠専利出願における類似意匠は 10 を超えてはならない。</p> <p>専利法第三十一条第二款にいう同一類別でかつセットで販売又は使用される製品の二つ以上の意匠とは、それぞれの製品が分類表の中の同一大分類に属し、慣習上同時に販売又は同時に使用し、かつ各製品の意匠に同じ設計思想をもつことを指す。</p> <p>二つ以上の意匠を一つの出願として提出する場合は、各意匠の通し番号をそれぞれの意匠製品の各図面又は写真の名称の前に表記しなければならない。</p>	<p>第四十条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第三十六条</p> <p>出願人が出願を取り下げる場合、国務院専利行政部門に声明を提出し、発明創造の名称、出願番号と出願日を明記しなければならない。</p> <p>専利出願の取り下げ声明が、国務院専利行政部門が専利出願書類公開の印刷準備作業を完了した後になされた場合、出願書類はなお公開される。但し、専利出願の取り下げ声明は後に出版される専利公報で公告しなければならない。</p>	<p>第四十一条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第三章 専利出願の審査と承認</p>	
<p>第三十七条</p> <p>方式審査、実体審査、復審及び無効審判手続きにおいて、審査と審理を行う者が以下の状況のいずれかに該当する場合、自ら忌避しなければならないが、当事者またはその他の利害関係者はその忌避を要求することができる。</p> <p>(一) 当事者又はその代理人の近い親族である場合 (二) 専利出願又は専利権と利害関係がある場合 (三) 当事者又はその代理人と、公正な審査と審理</p>	<p>第四十二条</p> <p>方式審査、実体審査、復審及び無効審判手続きにおいて、審査と審理を行う者が以下に挙げる状況の一つに該当する場合、自ら忌避しなければならないが、当事者またはその他の利害関係者はその忌避を要求することができる。</p> <p>(一) 当事者又はその代理人の近い親族である場合 (二) 専利出願又は専利権と利害関係がある場合 (三) 当事者又はその代理人と、公正な審査と審理</p>

<p>に影響する可能性があるその他の関係が有る場合</p> <p>(四) 専利復審委員会の構成員が元の出願の審査に 参与していた場合</p>	<p>に影響する可能性があるその他の関係が有る場合</p> <p>(四) 復審および無効審判手続きにおいて、元の出 願の審査に参与していた場合</p>
<p>第三十八条</p> <p>国務院専利行政部門は、発明又は実用新案専利出願の願書、明細書（実用新案は添付図面を付さなければ ならない）及び請求の範囲、又は意匠専利出願の願書、 意匠の図面又は写真と簡単な説明を受けとった後、出 願日を明確にし、出願番号を付し、出願人に通知しな ければならない。</p>	<p>第四十三条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第三十九条</p> <p>専利出願書類が以下の状況のいずれかに該当する 場合、国務院専利行政部門は受理せず、出願人に通知 する。</p> <p>(一) 専利又は実用新案専利出願に願書、明細書（実 用新案に添付図面がない）又は請求の範囲が欠けてい るか、若しくは意匠専利出願に願書、図面又は写真、 簡単な説明が欠けている場合</p> <p>(二) 中国語を使用していない場合</p> <p>(三) 本細則第二百一十一条第一款の規定に符合しな い場合</p> <p>(四) 願書において出願者の氏名又は名称が欠けて いる、又は住所が欠落している場合</p> <p>(五) 明らかに専利法第十八条又は第十九条第一款 の規定に符合していない場合</p> <p>(六) 専利出願の類別（発明、実用新案又は意匠） が明確でない又は確定しがたい場合</p>	<p>第四十四条</p> <p>専利出願書類が以下に挙げる状況の一つに該当す る場合、国務院専利行政部門は受理せず、出願人に通 知する。</p> <p>(一) 発明又は実用新案専利出願に願書、明細書（実 用新案に添付図面がない）又は請求の範囲が欠けてい るか、若しくは意匠専利出願に願書、図面又は写真、 簡単な説明が欠けている場合</p> <p>(二) 中国語を使用していない場合</p> <p>(三) 出願書類の形式が規定に符合しない場合</p> <p>(四) 願書において出願人の氏名又は名称が欠けて いる、又は住所が欠落している場合</p> <p>(五) 明らかに専利法第十七条又は第十八条第一款 の規定に符合していない場合</p> <p>(六) 専利出願の類別（発明、実用新案又は意匠） が明確でない又は確定しがたい場合</p>
	<p>第四十五条</p> <p>発明または実用新案専利出願において、請求の範 囲、明細書または請求項、明細書の一部の内容が欠け ているか、または誤って提出されているものの、出願 人が提出日に優先権を主張した場合、提出日より起算 して2ヶ月以内、または国務院専利行政部門が指定し た期限内に先の出願書類を援用する方式で補足提出 することができる。補足提出した書類が関連規定に符 合している場合、最初に提出した書類の提出日を出願 日とする。</p>
<p>第四十条</p> <p>明細書において添付図面についての説明が記載さ れているにもかかわらず、添付図面がないか又は添付</p>	<p>第四十六条（実質的な改訂なし）</p>

<p>図面の一部が不足している場合、出願人は国務院専利行政部門が指定する期限内に添付図面を補足提出するか又は添付図面についての説明の取り消しを申し立てなければならない。出願人が添付図面を補足提出する場合、添付図面を国務院専利行政部門に提出又は郵送した日を出願日とする。添付図面についての説明を取り消す場合は、元の出願日を維持する。</p>	
<p>第四十一条</p> <p>二人以上の出願人が同日（出願日を指す。優先権を主張する場合は優先権日を指す）に、それぞれ同様の発明創造について専利出願した場合、国務院専利行政部門の通知を受領した後自ら協議し、出願人を確定しなければならない。</p> <p>同一出願人が同日（出願日を指す）に同様の発明創造について実用新案専利と発明の両方を出願する場合、出願時に同様の発明創造についてすでに他方の専利を出願していることをそれぞれ説明しなければならない。説明をしなかった場合、専利法第九条第一款における同様の発明創造について一つの専利権しか付与できないという規定に基づいて処理する。</p> <p>国務院専利行政部門は実用新案専利権の付与を公告する際に、出願人が本条第二款の規定に基づいて発明専利も同時に出願している旨の説明を公告しなければならない。</p> <p>発明専利出願が審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院専利行政部門は出願人に規定期限内に実用新案専利権の放棄を声明するよう通知しなければならない。出願人が放棄を声明した場合、国務院専利行政部門は発明専利権の付与決定を行い、かつ発明専利権の付与を公告する際に出願人による実用新案専利権の放棄声明を合わせて公告しなければならない。出願人が放棄に同意しない場合、国務院専利行政部門は当該発明専利出願を却下するものとする。期限が満了になっても出願人が回答しない場合、当該発明専利出願は取り下げられたものとみなされる。</p> <p>実用新案専利権は発明専利権の付与公告日を持って終了する。</p>	<p>第四十七条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第四十二条</p> <p>一つの専利出願に二つ以上の発明、実用新案又は意匠が含まれる場合、出願人は本細則第五十四条第一款</p>	<p>第四十八条（実質的な改訂なし）</p>

<p>に規定される期限が満了するまでに、国務院専利行政部門に分割出願を提出することが出来る。但し、専利出願が既に却下された、取り下げられた、又は見なし取り下げとされた場合、分割出願を提出することは出来ない。</p> <p>国務院専利行政部門は、一つの専利出願が専利法第三十一条と本細則第三十四条又は第三十五条の規定に符合しないと考える場合、指定期限内にその出願について補正を行なうよう出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても出願人から回答がなされない場合、当該出願は取り下げられたものとみなされる。</p> <p>分割出願は元の出願の類別を変更してはならない。</p>	
<p>第四十三条</p> <p>本細則第四十二条の規定に基づいて提出される分割出願は、元の出願日を維持することができ、優先権を有するものについては、優先権日を維持することが出来るが、元の出願に記載された範囲を超えてはならない。</p> <p>分割出願は専利法及び本細則の規定に基づいて関係手続きを取らなければならない。</p> <p>分割出願の願書には元の出願の出願番号及び出願日を明記しなければならない。分割出願の提出に当たって、出願人は元の出願書類の副本を提出しなければならない。元の出願が優先権を有する場合、合わせて元の出願の優先権書類の副本を提出しなければならない。</p>	<p>第四十九条</p> <p>本細則第四十八条の規定に基づいて提出される分割出願は、元の出願日を維持することができ、優先権を有するものについては、優先権日を維持することが出来るが、元の出願に記載された範囲を超えてはならない。</p> <p>分割出願は専利法及び本細則の規定に基づいて関係手続きを取らなければならない。</p> <p>分割出願の願書には元の出願の出願番号及び出願日を明記しなければならない。</p>
<p>第四十四条</p> <p>専利法第三十四条と第四十条にいう方式審査とは、専利出願が専利法第二十六条又は第二十七条に規定される書類とその他の必要な書類を具備しているか、またこれらの書類が規定の書式に符合しているかの審査を指し、以下の各項を審査する。</p> <p>(一) 発明専利出願が専利法第五条、第二十五条に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十八条、第十九条第一款、第二十条第一款又は本細則第十六条、第二十六条第二款の規定に符合していないか、専利法第二条第二款、第二十六条第五款、第三十一条第一款、第三十三条又は本細則第十七条～第二十一条の規定に明らかに符合していないか。</p>	<p>第五十条</p> <p>専利法第三十四条と第四十条にいう方式審査とは、専利出願が専利法第二十六条又は第二十七条に規定される書類とその他の必要な書類を具備しているか、またこれらの書類が規定の書式に符合しているかの審査を指し、以下の各項を審査する。</p> <p>(一) 発明専利出願が専利法第五条、第二十五条に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十七条、第十八条第一款、第十九条第一款又は本細則第十一条、第十九条、第二十九条第二款の規定に符合していないか、専利法第二条第二款、第二十六条第五款、第三十一条第一款、第三十三条又は本細則第二十条～第二十四条の規定に明らかに符合していないか。</p>

<p>(二) 実用新案専利出願が専利法第五条、第二十五条に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十八条、第十九条第一款、第二十条第一款又は本細則第十六条～第十九条、第二十一条～第二十三条の規定に符合していないか、専利法第二条第三款、第二十二条第二款、第四款、第二十六条第三款、第四款、第三十一条第一款、第三十三条又は本細則第二十条、第四十三条第一款の規定に明らかに符合していないか、専利法第九条の規定に基づいた専利権を取得できないものか。</p> <p>(三) 意匠専利出願が専利法第五条、第二十五条第一項第(六)号に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十八条、第十九条第一款又は本細則第十六条、第二十七条、第二十八条の規定に符合しないか、専利法第二条第四款、第二十三条第一款、第二十七条第二款、第三十一条第二款、第三十三条又は本細則第四十三条第一款の規定に明らかに符合していないか、専利法第九条の規定に基づいた専利権を取得できないものか。</p> <p>(四) 出願書類が本細則第二条、第三条第一款の規定に符合するか。</p> <p>国务院專利行政部門は審査意見を出願人に通知し、指定の期限内に意見の陳述又は補正をするよう要求しなければならない。期限が満了になっても出願人が補正しない場合は、その出願は取り下げられたものとみなされる。出願人が意見を陳述し又は補正した後、国务院專利行政部門がなお前項の各規定に符合していないと考える場合、拒絶しなければならない。</p>	<p>(二) 実用新案専利出願が専利法第五条、第二十五条に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十七条、第十八条第一款、第十九条第一款又は本細則第十一条、第十九条～第二十二條、第二十四條～第二十六條の規定に符合していないか、専利法第二条第三款、第二十二條、第二十六條第三款、第二十六條第四款、第三十一條第一款、第三十三條又は本細則第二十三條、第四十九條第一款の規定に明らかに符合していないか、専利法第九条の規定に基づいた専利権を取得できないものか。</p> <p>(三) 意匠専利出願が専利法第五条、第二十五条第一款第(六)項に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十七條、第十八條第一款又は本細則第十一條、第十九條、第三十條、第三十一條の規定に符合しないか、専利法第二条第四款、第二十三条第一款、第二十三條第二款、第二十七條第二款、第三十一條第二款、第三十三條又は本細則第四十九條第一款の規定に明らかに符合していないか、専利法第九条の規定に基づいた専利権を取得できないものか。</p> <p>(四) 出願書類が本細則第二条、第三条第一款の規定に符合するか。</p> <p>国务院專利行政部門は審査意見を出願人に通知し、指定の期限内に意見の陳述又は補正をするよう要求しなければならない。期限が満了になっても出願人が補正しない場合は、その出願は取り下げられたものとみなされる。出願人が意見を陳述し又は補正した後、国务院專利行政部門がなお前項の各規定に符合していないと考える場合、拒絶しなければならない。</p>
<p>第四十五條</p> <p>專利出願書類以外に、出願人が国务院專利行政部門に提出する專利出願に関わるその他の書類が以下のいずれかの状況にに該当する場合、提出されていないものとみなされる。</p> <p>(一) 規定された書式を使用しない又は記入が規定に符合しない場合</p> <p>(二) 規定に基づいて証明材料を提出していない場合。</p> <p>国务院專利行政部門は提出されていないとみなされる旨の審査意見を出願人に通知しなければならない。</p>	<p>第五十一條 (實質的な改訂なし)</p>

<p>第四十六条</p> <p>出願人がその専利出願の早期公開を請求する場合は、国務院専利行政部門に申し出なければならない。国務院専利行政部門は当該出願について方式審査を行った後、拒絶するものを除き、直ちに出願を公開しなければならない。</p>	<p>第五十二条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第四十七条</p> <p>出願人は意匠を使用する製品及びその属する類別を明記する場合、国務院専利行政部門が公表した意匠製品分類表を使用しなければならない。意匠を使用する製品の属する類別が明記されていないか又は記載された類別が適切でない場合、国務院専利行政部門は補足又は訂正することが出来る。</p>	<p>第五十三条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第四十八条</p> <p>発明専利出願の公開日から専利権付与の公告日まで、如何なる人でも専利法の規定に符合しない専利出願について国務院専利行政部門に意見を提出し、かつ理由を説明することが出来る。</p>	<p>第五十四条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第四十九条</p> <p>発明専利出願人は正当な理由があつて専利法第三十六条に規定される検索資料又は審査結果資料を提出できない場合、国務院専利行政部門に申し出て、且つ関係資料を入手した後に補足提出しなければならない。</p>	<p>第五十五条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第五十条</p> <p>国務院専利行政部門は専利法第三十五条第二款の規定に基づいて専利出願について自ら審査を行う際は、出願人に通知しなければならない。</p>	<p>第五十六条</p> <p>国務院専利行政部門は専利法第三十五条第二款の規定に基づいて専利出願について自ら審査を行う際は、出願人に通知しなければならない。</p> <p>出願人は専利出願に対して遅延審査請求を提出することができる。</p>
<p>第五十一条</p> <p>発明専利出願人は、実体審査を請求する時及び国務院専利行政部門が発行する発明専利出願が実体審査段階に入る旨の通知書を受領した日より起算して3ヶ月以内に、発明専利出願を自発的に補正することが出来る。</p> <p>実用新案又は意匠専利出願人は、出願日より2ヶ月以内に、実用新案又は意匠専利出願を自発的に補正することが出来る。</p> <p>出願人は国務院専利行政部門が発行する審査意見</p>	<p>第五十七条（実質的な改訂なし）</p>

<p>通知書を受領した後専利出願書類を補正する場合、通知書にて指摘された欠陥のみに対して、補正を行わなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は専利出願書類中の文字や記号における明らかな誤りを自発的に補正することが出来る。国務院専利行政部門は自発的に補正する場合、出願人に通知しなければならない。</p>	
<p>第五十二条</p> <p>発明又は実用新案専利出願の明細書又は請求の範囲の補正部分については、個々の文字上の補正又は増減を除き、規定の書式に基づいて差し替え頁を提出しなければならない。意匠専利出願の図面又は写真の補正は、規定に基づいて差し替え頁を提出しなければならない。</p>	<p>第五十八条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第五十三条</p> <p>専利法第三十八条の規定に基づき、発明専利出願は実体審査を経て拒絶しなければならない状況とは、以下のものを指す。</p> <p>（一）出願が専利法第五条、第二十五条に規定される状況に属し、又は専利法第九条の規定によって専利権を付与できない場合</p> <p>（二）出願が専利法第二条第二款、第二十条第一款、第二十二條、第二十六條第三款、第四款、第五款、第三十一条第一款又は本細則第二十条第二款の規定に符合しない場合、</p> <p>（三）出願の補正が専利法第三十三条の規定に符合しない、又は分割出願が本細則第四十三条第一款の規定に符合しない場合</p>	<p>第五十九条</p> <p>専利法第三十八条の規定に基づき、発明専利出願は実体審査を経て拒絶しなければならない状況とは、以下のものを指す。</p> <p>（一）出願が専利法第五条、第二十五条に規定される状況に属し、又は専利法第九条の規定によって専利権を付与できない場合</p> <p>（二）出願が専利法第二条第二款、第十九条第一款、第二十二條、第二十六條第三款、第二十六條第四款、第二十六條第五款、第三十一条第一款又は本細則第十一条、第二十三条第二款の規定に符合しない場合、</p> <p>（三）出願の補正が専利法第三十三条の規定に符合しない、又は分割出願が本細則第四十九条第一款の規定に符合しない場合</p>
<p>第五十四条</p> <p>国務院専利行政部門が専利権を付与する旨の通知を出した後、出願人は通知を受領した日より起算して2ヶ月以内に登録手続きを取らなければならない。出願人が期限内に登録手続きを取った場合、国務院専利行政部門は専利権を付与し、専利証を交付し、公告しなければならない。</p> <p>期限が満了になっても登録手続きを取らない場合、専利権を取得する権利を放棄したものとみなされる。</p>	<p>第六十条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第五十五条</p> <p>秘密保持専利出願が審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院専利行政部門は秘密保持専利</p>	<p>第六十一条（実質的な改訂なし）</p>

<p>権の付与決定を行い、秘密保持専利証書を発行し、秘密保持専利権の関連事項について登記しなければならない。</p>	
<p>第五十六条 実用新案又は意匠専利権の付与決定が公告された後、専利法第六十条に規定される専利権者又は利害関係者は専利権評価報告書の作成を国務院専利行政部門に請求することができる。 専利権評価報告書の作成を請求する場合、専利権評価報告請求書を提出し、専利番号を明記しなければならない。一つの請求は一つの専利権に限るものとする。 専利権評価報告請求書が規定に符合しない場合、国務院専利行政部門は指定の期限内に補正するよう請求人に通知しなければならない。期限が満了になっても請求人が補正を行わない場合、請求が提出されなかったものとみなされる。</p>	<p>第六十二条 実用新案又は意匠専利権の付与決定が公告された後、専利法第六十六条に規定される専利権者、利害関係者、被疑侵害者は専利権評価報告書の作成を国務院専利行政部門に請求することができる。出願人は専利権登録手続きを行う際に国務院専利行政部門に専利権評価報告書の作成を請求することができる。 専利権評価報告書の作成を請求する場合、専利権評価報告請求書を提出し、専利出願番号または専利番号を明記しなければならない。一つの請求は一つの専利権に限るものとする。 専利権評価報告請求書が規定に符合しない場合、国務院専利行政部門は指定の期限内に補正するよう請求人に通知しなければならない。期限が満了になっても請求人が補正を行わない場合、請求が提出されなかったものとみなされる。</p>
<p>第五十七条 国務院専利行政部門は専利権評価報告請求書を受領してから2ヶ月以内に、専利権評価報告書を作成しなければならない。 同一の実用新案又は意匠専利権に対して、複数の請求人が専利権評価報告書を請求する場合、国務院専利行政部門は評価報告書を1式だけ作成する。いかなる事業体又は個人も当該専利権評価報告書を閲覧又は複製することができる。</p>	<p>第六十三条 国務院専利行政部門は専利権評価報告請求書を受領してから2ヶ月以内に、専利権評価報告書を作成しなければならない。ただし、出願人が専利権登録手続きを行う際に専利権評価報告書の作成を請求する場合、国務院専利行政部門は授権公告日より起算して2ヶ月以内に専利権評価報告書を作成しなければならない。 同一の実用新案又は意匠専利権に対して、複数の請求人が専利権評価報告書を請求する場合、国務院専利行政部門は評価報告書を1式だけ作成する。いかなる事業体又は個人も当該専利権評価報告書を閲覧又は複製することができる。</p>
<p>第五十八条 国務院専利行政部門は、専利公告、専利単行本に存在する誤りについて、発見したら、適時訂正し、且つ行った訂正について公告しなければならない。</p>	<p>第六十四条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第四章 専利出願の復審と専利権の無効宣告</p>	
<p>第五十九条 専利復審委員会は国務院専利行政部門が指定する</p>	<p>本条項の内容は削除</p>

<p>技術専門家と法律専門家から構成され、主任委員は国務院専利行政部門の責任者が兼任する。</p>	
<p>第六十条</p> <p>専利法第四十一条の規定に基づいて専利復審委員会に復審を請求する場合は、復審請求書を提出して、理由を説明し、必要に応じて更に関係する証拠を添付しなければならない。</p> <p>復審請求が専利法第十九条第一款又は第四十一条第一款の規定に符合しない場合、専利復審委員会は受理せず、書面をもって復審請求人に通知すると同時に理由を説明する。</p> <p>復審請求書が規定の書式に符合しない場合、復審請求人は専利復審委員会の指定する期限内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正がなされない場合、当該復審請求は提出されなかったものとみなされる。</p>	<p>第六十五条</p> <p>専利法第四十一条の規定に基づいて国務院専利行政部門に復審を請求する場合は、復審請求書を提出して、理由を説明し、必要に応じて更に関係する証拠を添付しなければならない。</p> <p>復審請求が専利法第十八条第一款又は第四十一条第一款の規定に符合しない場合、国務院専利行政部門は受理せず、書面をもって復審請求人に通知すると同時に理由を説明する。</p> <p>復審請求書が規定の書式に符合しない場合、復審請求人は国務院専利行政部門の指定する期限内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正がなされない場合、当該復審請求は提出されなかったものとみなされる。</p>
<p>第六十一条</p> <p>請求人は復審を請求する又は専利復審委員会の復審通知書に応答する時に、専利出願書類を補正することが出来る。但し、補正は拒絶査定又は復審通知書に指摘された欠陥の除去に限るものとする。</p> <p>補正された専利出願書類は一式二部提出しなければならない。</p>	<p>第六十六条</p> <p>請求人は復審を請求する又は国務院専利行政部門の復審通知書に応答する時に、専利出願書類を補正することが出来る。但し、補正は拒絶査定又は復審通知書に指摘された欠陥の除去に限るものとする。</p>
<p>第六十二条</p> <p>専利復審委員会は受理した復審請求書を国務院専利行政部門の元の審査部門に回して審査させなければならない。元の審査部門が復審請求人の請求に基づいて元の決定の取り消しに同意する場合、専利復審委員会はこれに基づいて復審の決定を行い、復審請求人に通知しなければならない。</p>	<p>本条項の内容は削除</p>
<p>第六十三条</p> <p>専利復審委員会は復審を行った後、復審請求が専利法と本細則の関連規定に符合していないと考える場合、復審請求人に通知し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求すべきである。期限が満了になっても回答がなされない場合、当該復審請求が取り下げられたものとみなされる。意見を陳述又は補正した後に、専利復審委員会がなお専利法と本細則の規定に符合していないと考える場合、元の拒絶査定を維持する旨の復審決定を行わなければならない。</p>	<p>第六十七条</p> <p>国務院専利行政部門は復審を行った後、復審請求が専利法と本細則の関連規定に符合していない又は専利出願にその他明らかに専利法及び本細則の関連規定に違反する状況があると考える場合、復審請求人に通知し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求すべきである。期限が満了になっても回答がなされない場合、当該復審請求が取り下げられたものとみなされる。意見を陳述又は補正した後に、国務院専利行政部門がなお専利法と本細則の規定に符合していないと</p>

<p>専利復審委員会は復審を行った後、元の拒絶査定が専利法と本細則の関係規定に符合していないと考える場合、又は補正を行った専利出願書類が元の拒絶査定で指摘された欠陥を取り除いたと考える場合、元の拒絶査定を取り消し、元の審査部門で引き続き審査手続きを行わなければならない。</p>	<p>考える場合、復審請求を棄却する旨の復審決定を行わなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は復審を行った後、元の拒絶査定が専利法と本細則の関係規定に符合していないと考える場合、又は補正を行った専利出願書類が元の拒絶査定及び復審通知書で指摘された欠陥を取り除いたと考える場合、元の拒絶査定を取り消し、引き続き審査手続きを行わなければならない。</p>
<p>第六十四条</p> <p>復審請求人は専利復審委員会が決定を下す前であれば、その復審請求を取り下げることが出来る。</p> <p>復審請求人が専利復審委員会が決定を下す前にその復審請求を取り下げた場合、復審手続きは終了する。</p>	<p>第六十八条</p> <p>復審請求人は国務院専利行政部門が決定を下す前であれば、その復審請求を取り下げることが出来る。</p> <p>復審請求人が国務院専利行政部門が決定を下す前にその復審請求を取り下げた場合、復審手続きは終了する。</p>
<p>第六十五条</p> <p>専利法第四十五条の規定に基づいて、専利権の無効又は一部無効の宣告を請求する場合、専利復審委員会に専利権無効宣告請求書及び必要な証拠一式二部を提出しなければならない。無効宣告請求書は提出する全ての証拠に合わせて、無効宣告請求の理由を具体的に説明し、また各理由の根拠となる証拠を指摘しなければならない。</p> <p>前款にいう無効宣告請求の理由とは、専利が付与された発明創造が専利法第二条、第二十条第一款、第二十二條、第二十三條、第二十六條第三款、第四款、第二十七條第二款、第三十三條又は本細則第二十条第二款、第四十三條第一款の規定に符合しないか、又は専利法第五条、第二十五條の規定に該当するか、又は専利法第九條の規定に基づいて専利権を付与できない場合を指す。</p>	<p>第六十九条</p> <p>専利法第四十五条の規定に基づいて、専利権の無効又は一部無効の宣告を請求する場合、国務院専利行政部門に専利権無効宣告請求書及び必要な証拠一式二部を提出しなければならない。無効宣告請求書は提出する全ての証拠に合わせて、無効宣告請求の理由を具体的に説明し、また各理由の根拠となる証拠を指摘しなければならない。</p> <p>前款にいう無効宣告請求の理由とは、専利が付与された発明創造が専利法第二条、第十九條第一款、第二十二條、第二十三條、第二十六條第三款、第二十六條第四款、第二十七條第二款、第三十三條又は本細則第十一条、第二十三條第二款、第四十九條第一款の規定に符合しないか、又は専利法第五条、第二十五條の規定の状況に該当するか、又は専利法第九條の規定に基づいて専利権を付与できない場合を指す。</p>
<p>第六十六条</p> <p>専利権無効宣告請求書が専利法第十九條第一款又は本細則第六十五条の規定に符合しない場合、専利復審委員会は受理しない。</p> <p>専利復審委員会が無効宣告請求について決定を行った後に、また同様の理由と証拠によって無効宣告を請求した場合、専利復審委員会は受理しない。</p> <p>専利法第二十三條第三款の規定に符合しないことを理由に意匠専利権の無効宣告を請求したものの、権利の衝突を証明する証拠を提出しない場合、専利復審</p>	<p>第七十条</p> <p>専利権無効宣告請求書が専利法第十八條第一款又は本細則第六十九条の規定に符合しない場合、国務院専利行政部門は受理しない。</p> <p>国務院専利行政部門が無効宣告請求について決定を行った後に、また同様の理由と証拠によって無効宣告を請求した場合、国務院専利行政部門は受理しない。</p> <p>専利法第二十三條第三款の規定に符合しないことを理由に意匠専利権の無効宣告を請求したものの、権</p>

<p>なければならない。当事者は通知書の指定する期限内に回答しなければならない。</p> <p>無効宣告請求人が専利復審委員会の発行する口頭審理通知書に対し指定の期限内に応答せず、さらに口頭審理に参加しない場合、その無効宣告請求は取り下げられたものとみなされる。専利権者が口頭審理に参加しない場合は、欠席審理を行うことができる。</p>	<p>知しなければならない。当事者は通知書の指定する期限内に回答しなければならない。</p> <p>無効宣告請求人が国務院専利行政部門の発行する口頭審理通知書に対し指定の期限内に応答せず、さらに口頭審理に参加しない場合、その無効宣告請求は取り下げられたものとみなされる。専利権者が口頭審理に参加しない場合は、欠席審理を行うことができる。</p>
<p>第七十一条</p> <p>無効宣告請求の審理手続きにおいて、専利復審委員会が指定した期限は延長してはならない。</p>	<p>第七十五条</p> <p>無効宣告請求の審理手続きにおいて、国務院専利行政部門が指定した期限は延長してはならない。</p>
<p>第七十二条</p> <p>専利復審委員会が無効宣告請求について決定を下す前に、無効宣告請求人はその請求を取り下げることが出来る。</p> <p>専利復審委員会が決定を下す前に、無効宣告請求人がその請求を取り下げた、又はその無効宣告請求が取り下げられたと見なされる場合、無効宣告請求審査手続きは終了する。ただし、専利復審委員会がすでに行った審査で専利権の無効又は一部無効を宣告する決定を下すことができると考える場合、審査手続きを終了しない。</p>	<p>第七十六条</p> <p>国務院専利行政部門が無効宣告請求について決定を下す前に、無効宣告請求人はその請求を取り下げることが出来る。</p> <p>国務院専利行政部門が決定を下す前に、無効宣告請求人がその請求を取り下げた、又はその無効宣告請求が取り下げられたと見なされる場合、無効宣告請求審査手続きは終了する。ただし、国務院専利行政部門がすでに行った審査で専利権の無効又は一部無効を宣告する決定を下すことができると考える場合、審査手続きを終了しない。</p>
<p>第五章 専利権期間の補填</p>	
	<p>第七十七条</p> <p>専利法第四十二条第二款の規定に基づき専利権期間の補填を請求する場合、専利権者は専利権付与公告日より起算して3ヶ月以内に国務院専利行政部門に提出しなければならない。</p>
	<p>第七十八条</p> <p>専利法第四十二条第二款の規定に従い専利権期間の補填を与える場合、補填期間は、発明専利が権利付与過程で不合理に遅延した実際の日数に基づいて計算される。</p> <p>前款にいう発明専利の権利付与過程における不合理な遅延の実際の日数とは、発明専利出願日から4年を経過し、かつ実体審査請求日から3年を経過した日から専利権付与の公告日までの間隔日数から、合理的な遅延の日数と出願人による不合理な遅延の日数とを差し引いた日数をいう。</p> <p>以下の状況は合理的な遅延である。</p> <p>(一) 本細則第六十六条の規定に従い専利出願書類</p>

	<p>を補正した後専利権が付与され、復審手続きに起因する遅延</p> <p>(二) 本細則第百三条、第百四条に規定される状況に起因する遅延</p> <p>(三) その他の合理的状況に起因する遅延</p> <p>同一の出願人が同日、同一の発明創造について実用新案と発明の両方を出願し、本細則第四十七条第四款の規定に従い発明専利権を取得した場合、当該発明専利権の期間には専利法第四十二条第二款の規定を適用しない。</p>
	<p>第七十九条</p> <p>専利法第四十二条第二款に規定される出願人による不合理な遅延は以下の状況を含む。</p> <p>(一) 指定された期限内に国務院専利行政部門からの通知に応答していない</p> <p>(二) 遅延審査を請求している</p> <p>(三) 本細則第四十五条に規定される状況に起因する遅延</p> <p>(四) その他出願人に起因する不合理な遅延</p>
	<p>第八十条</p> <p>専利法第四十二条第三款でいう新薬関連発明専利とは、規定に符合する新薬製品専利、製造方法専利、医薬用途専利を指す。</p>
	<p>第八十一条</p> <p>専利法第四十二条第三款の規定に従い新薬関連発明の専利権期間の補填を請求する場合、以下の要求に符合しなければならず、当該新薬が中国で上市許可を得た日より起算して3ヶ月以内に国務院専利行政部門に提出しなければならない。</p> <p>(一) 当該新薬に同時に複数の専利が存在する場合、専利権者はいずれか一つの専利に対してのみ専利権期間補填を請求することができる。</p> <p>(二) 一つの専利が同時に複数の新薬に関連している場合、一つの新薬に対してのみ当該専利の専利権期間補填請求を提出することができる。</p> <p>(三) 当該専利が有効期間内であり、新薬関連発明専利権期間補填を受けたことがない。</p>
	<p>第八十二条</p> <p>専利法第四十二条第三款の規定に従い、専利権期間補填を与える場合、補填期間は、当該専利出願日から</p>

	当該新薬が中国で上市許可を得た日までの間隔日数から5年を差し引いたもので、専利法第四十二条第三款の規定に符合することを前提として確定される。
	<p>第八十三条</p> <p>新薬関連発明専利が専利権期間補填期中である場合、当該専利の保護範囲は当該新薬及びその承認された適応症関連技術案に限られる。保護範囲内で、専利権者が享受する権利及び負担する義務は専利権期間補償前と同じである。</p>
	<p>第八十四条</p> <p>国务院専利行政部門は、専利法第四十二条第二款、第三款の規定に従い提出された専利権期間補填請求を審査し、補填条件を満たすと判断した場合、期限補填を与える決定を下し、登録と公告を行う。補填条件に符合しない場合、期間補填をしない決定を下し、請求を提出した専利権者に通知する。</p>

第六章 専利実施の特別許諾

	<p>第八十五条</p> <p>専利権者が自らの専利に対し開放許諾声明をする場合、専利権付与の公告後に提出しなければならない。</p> <p>開放許諾声明には以下の事項を明記しなければならない。</p> <p>(一) 専利番号</p> <p>(二) 専利権者の氏名または名称</p> <p>(三) 専利許諾使用料の支払い方式、基準</p> <p>(四) 専利許諾期間</p> <p>(五) その他、明確にする必要がある事項</p> <p>開放許諾声明の内容は正確かつ明確でなければならない。商業的な宣伝用語があってはならない。</p>
	<p>第八十六条</p> <p>専利権が次のいずれかに該当する場合、専利権者はそれに対する開放許諾を行ってはならない。</p> <p>(一) 専利権が独占または排他的許諾の有効期間内にある場合</p> <p>(二) 本細則第百三条、第百四条に規定される中止の状況に属する場合</p> <p>(三) 規定通りに年金を納付していない場合</p> <p>(四) 専利権が質権設定され、質権者の同意を得ていない場合</p>

	(五) その他専利権の有効な実施を妨げる状況
	<p>第八十七条</p> <p>開放許諾によって専利実施許諾に合意した場合、専利権者または被許諾者は、許諾の合意を証明できる書面をもって国務院専利行政部門に届出しなければならない。</p>
	<p>第八十八条</p> <p>専利権者は、虚偽の資料を提供したり、事実を隠蔽したりする手段により、開放許諾声明をしたり、開放許諾実施期間中に専利年金減免を受けたりしてはならない。</p>
<p>第七十三条</p> <p>専利法第四十八条第(一)号にいうその専利を十分に実施していないとは、専利権者及びその被許諾者がその専利を実施する方法又は規模が専利製品又は専利方法に対する国内の需要を満たしていないことを指す。</p> <p>専利法第五十条にいう専利権を取得した薬品とは、公衆健康問題の解決に必要な医薬品分野の如何なる専利製品又は専利方法により直接獲得した製品を指し、専利権を取得した、当該製品の製造に必要な活性成分および当該製品の使用に必要な診断用品を含む。</p>	<p>第八十九条 (実質的な改訂なし)</p>
<p>第七十四条</p> <p>強制実施許諾を請求する場合、国務院専利行政部門に強制実施許諾請求書を提出して、理由を説明すると同時に関係証明書類を添付しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は強制実施許諾請求書の副本を専利権者に送達しなければならない。専利権者は国務院専利行政部門の指定する期限内に意見を陳述しなければならない。期限満了時に回答がなされない場合も、国務院専利行政部門が決定を下すのに影響しない。</p> <p>国務院専利行政部門は、強制実施許諾請求を拒絶する決定又は強制実施許諾を付与する決定を下す前に、その下す決定及びその理由について請求人と専利権者に通知しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門が専利法第五十条の規定に基づいて下した強制実施許諾の決定は、中国が保留にしたものを除き、中国が締結又は参加した関連国際条約における、公衆健康問題の解決のための強制実施許諾</p>	<p>第九十条 (実質的な改訂なし)</p>

<p>を付与することに係わる規定に同時に符合しなければならない。</p>	
<p>第七十五条 専利法第五十七条の規定に従い、国務院専利行政部門に使用費の金額についての裁決を求める場合、当事者は裁決請求書を提出し、双方が協議で合意できない旨の証明文書を添付しなければならない。国務院専利行政部門は、請求書を受領した日より3ヶ月以内に裁決を行い、当事者に通知しなければならない。</p>	<p>第九十一条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第七章 職務発明創造の発明者または設計者に対する奨励と報酬</p>	
<p>第七十六条 専利権が付与された事業体は専利法第十六条に規定される奨励、報酬の方式と金額について発明者又は設計者と約定するか、若しくは法に従って制定した規則制度の中で定めることができる。 企業、事業団体が発明者又は設計者に与える奨励、報酬は国の関連財務、会計制度の規定に基づいて処理する。</p>	<p>第九十二条 専利権が付与された事業体は専利法第十五条に規定される奨励、報酬の方式と金額について発明者又は設計者と約定するか、若しくは法に従って制定した規則制度の中で定めることができる。専利権が付与された事業体が、知的財産権での激励を行い、持分、オプション、配当などの方式を採用して、発明者または設計者が革新的な利益を合理的に共有できるようにすることを奨励する。 企業、事業団体が発明者又は設計者に与える奨励、報酬は国の関連財務、会計制度の規定に基づいて処理する。</p>
<p>第七十七条 専利権が付与された事業体が、発明者又は設計者と約定しておらず、その法律に基づいて制定された規則制度に専利法第十六条に規定された奨励の方式と金額を規定していない場合、専利権公告日より起算して3ヶ月以内に発明者又は設計者に奨励金を支給しなければならない。発明専利一件あたりの奨励金は3,000元を下回ってはならず、実用新案専利又は意匠専利一件あたりの奨励金は1,000元を下回ってはならない。 発明者または設計者の意見が所属事業体に採用されたことにより完成された発明創造については、専利権が付与された事業体は、優遇して奨励金を支給しなければならない。</p>	<p>第九十三条 専利権が付与された事業体は、発明者又は設計者と約定しておらず、その法律に基づいて制定された規則制度に専利法第十五条に規定された奨励金の方式と金額を規定していない場合、専利権付与公告日より起算して3ヶ月以内に発明者又は設計者に奨励金を支給しなければならない。発明専利一件あたりの奨励金は4,000元を下回ってはならず、実用新案専利又は意匠専利一件あたりの奨励金は1,500元を下回ってはならない。 発明者または設計者の意見が所属事業体に採用されたことにより完成された発明創造については、専利権が付与された事業体は、優遇して奨励金を支給しなければならない。</p>
<p>第七十八条 専利権が付与された事業体が、専利法第十六条に規定される奨励、報酬の方式と金額について発明者又は設計者と約定していない場合、専利権の有効期間内に</p>	<p>第九十四条 専利権が付与された事業体は、発明者又は設計者と約定しておらず、その法律に基づいて制定された規則制度に専利法第十五条に規定された報酬の方式と金</p>

<p>において、発明創造専利が実施された後、毎年、同発明または実用新案専利の実施により得られた営業利益の中から2%を下回らない金額、又は当該意匠専利の実施により得られた営業利益の中から0.2%を下回らない金額を、報酬として発明者または設計者に与えなければならない。又は上述の比率を参照して、一括で発明者または設計者に報酬を与えなければならない。専利権が付与された事業体が、その他の事業体または個人にその専利の実施を許諾した場合、取得した使用許諾料の10%を下回らない金額を報酬として発明者または設計者に与えなければならない。</p>	<p>額を規定していない場合、「中華人民共和国科学技術成果転化促進法」の規定に従い、発明者または設計者に合理的な報酬を与えなければならない。</p>
<p>第八章 専利権の保護</p>	
<p>第七十九条 専利法と本細則にいう専利業務を管理する部門とは、省、自治区、直轄市人民政府及び専利管理作業の量が多く、処理能力を有する区が設けられる市の人民政府が設立した専利業務を管理する部門を指す。</p>	<p>第九十五条 省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門、および専利管理業務量が多く、実際の処理能力がある地方市、自治州、連合、地区と直轄市の区人民政府の専利業務を管理する部門は、専利紛争を処理し、調停することができる</p>
<p>第八十条 国務院専利行政部門は、専利権侵害紛争の処理、専利詐称行為への取締り、専利紛争の調停について専利業務を管理する部門に対し業務指導を行わなければならない。</p>	<p>本条項の内容は削除</p>
	<p>第九十六条 以下の状況のいずれかに該当する場合、専利法第七十条にいう全国で重大な影響を及ぼす専利権侵害紛争に属する。 (一) 重大な公共利益にかかわる場合 (二) 業界の発展に重大な影響を与える場合 (三) 省、自治区、直轄市の区域を跨いだ重大事件 (四) 国務院専利行政部門が重大な影響を及ぼす可能性があると判断したその他の状況 専利権者または利害関係者が国務院専利行政部門に専利権侵害紛争の処理を請求し、関連事件が全国で重大な影響を及ぼす専利権侵害紛争でない場合、国務院専利行政部門は管轄権のある地方の人民政府の専利業務を管理する部門を指定して処理することができる。</p>
<p>第八十一条 当事者が専利権侵害紛争の処理又は専利紛争の調</p>	<p>第九十七条 (実質的な改訂なし)</p>

<p>停を求める場合、被請求人の所在地または権利侵害行為発生地の特許業務を管理する部門が管轄する。</p> <p>二つ以上の特許業務を管理する部門が特許紛争の管轄権を有する場合、当事者はそのうち一つの特許業務を管理する部門に請求することができる。当事者が二つ以上の管轄権を有する特許業務を管理する部門に請求した場合、最も早く受理した特許業務を管理する部門が管轄する。</p> <p>特許業務を管理する部門で管轄権について争議が発生した場合、その共通の上級人民政府の特許業務を管理する部門が管轄を指定する。共通の上級人民政府の特許業務を管理する部門がない場合は、国務院特許行政部門が管轄を指定する。</p>	
<p>第八十二条</p> <p>特許権侵害紛争の処理過程において、被請求人が無効宣告請求を提出し、かつ特許復審委員会に受理された場合、特許業務を管理する部門に処理の中止を求めることができる。</p> <p>特許業務を管理する部門は、被請求人の提出した中止の理由が明らかに成立しないと考える場合は、処理を中止しなくてもよい。</p>	<p>第九十八条</p> <p>特許権侵害紛争の処理過程において、被請求人が無効宣告請求を提出し、かつ国務院特許行政部門に受理された場合、特許業務を管理する部門に処理の中止を求めることができる。</p> <p>特許業務を管理する部門は、被請求人の提出した中止の理由が明らかに成立しないと考える場合は、処理を中止しなくてもよい。</p>
<p>第八十三条</p> <p>特許権者は特許法第十七条の規定に従い、その特許製品または同製品の包装上に特許標識を表示する場合、国務院特許行政部門が定めた方式に従って表示しなければならない。</p> <p>特許標識が前款の規定に符合しない場合、特許業務を管理する部門より改正を命じる。</p>	<p>第九十九条</p> <p>特許権者は特許法第十六条の規定に従い、その特許製品または当該製品の包装上に特許標識を表示する場合、国務院特許行政部門が定めた方式に従って表示しなければならない。</p> <p>特許標識が前款の規定に符合しない場合、県級以上の特許業務を管理する部門より改正を命じる。</p>
	<p>第一百条</p> <p>出願人または特許権者が本細則第十一条、第八十八条の規定に違反した場合、県級以上の特許法執行担当部門が警告し、10 万元以下の罰金を科すことができる。</p>
<p>第八十四条</p> <p>次に当てはまる行為は、特許法第六十三条に規定される特許詐称行為となる。</p> <p>(一) 特許権が付与されていない製品又はその包装上に特許標識を表記するか、特許権が無効と宣告された後又は終了した後でもなお、引き続き製品又はその包装上に特許標識を表記するか、若しくは許可を得ず</p>	<p>第一百一条</p> <p>次に当てはまる行為は、特許法第六十八条に規定される特許詐称行為となる。</p> <p>(一) 特許権が付与されていない製品又はその包装上に特許標識を表記するか、特許権が無効と宣告された後又は終了した後でもなお、引き続き製品又はその包装上に特許標識を表記するか、若しくは許可を得ず</p>

<p>に、製品又は製品の包装上に他人の専利番号を表記する</p> <p>(二) 第(一)号に記述される製品の販売</p> <p>(三) カタログなどの資料において、専利権が付与されていない技術又は設計を専利技術又は専利設計とし、専利出願を専利と称する、又は許可を得ずに他人の専利番号を使用することで、係わる技術又は設計を専利技術又は専利設計であると公衆に誤解させる</p> <p>(四) 専利証書、専利文書または専利出願書類の偽造又は変造</p> <p>(五) その他公衆を混同させ、専利権が付与されていない技術又は設計を専利技術又は専利設計であると誤認させる行為</p> <p>専利権が終了する前に法に基づいて専利製品、専利方法により直接取得した製品又はその包装上に専利標識を表記し、専利権終了後に当該製品の販売の申し出、販売をするものについては、専利詐称行為に属しない。</p> <p>専利詐称製品であることを知らずに販売し、かつ当該製品の合法的な由来を証明できる場合、専利業務を管理する部門によって販売停止が命じられるが、罰金の処罰は免除される。</p>	<p>に、製品又は製品の包装上に他人の専利番号を表記する</p> <p>(二) 第(一)号に記述される製品の販売</p> <p>(三) カタログなどの資料において、専利権が付与されていない技術又は設計を専利技術又は専利設計とし、専利出願を専利と称する、又は許可を得ずに他人の専利番号を使用することで、係わる技術又は設計を専利技術又は専利設計であると公衆に誤解させる</p> <p>(四) 専利証書、専利文書または専利出願書類の偽造又は変造</p> <p>(五) その他公衆を混同させ、専利権が付与されていない技術又は設計を専利技術又は専利設計であると誤認させる行為</p> <p>専利権が終了する前に法に基づいて専利製品、専利方法により直接取得した製品又はその包装上に専利標識を表記し、専利権終了後に当該製品の販売の申し出、販売をするものについては、専利詐称行為に属しない。</p> <p>専利詐称製品であることを知らずに販売し、かつ当該製品の合法的な由来を証明できる場合、県級以上の専利法執行担当部門によって販売停止が命じられる。</p>
<p>第八十五条</p> <p>専利法第六十条に規定される場合を除き、専利業務を管理する部門は当事者の請求に応じて、次に列举した専利紛争について調停を行うことができる。</p> <p>(一) 専利出願権と専利権の帰属をめぐる紛争</p> <p>(二) 発明者、設計者の資格をめぐる紛争</p> <p>(三) 職務発明創造の発明者、設計者の奨励と報酬をめぐる紛争</p> <p>(四) 発明専利出願公開後、専利権付与前に、発明を使用したものの適切な費用の未払いで発生した紛争</p> <p>(五) その他の専利紛争</p> <p>前款第(四)号に挙げる紛争について、当事者が専利業務を管理する部門に調停を求める場合は、専利権が付与された後に提出しなければならない。</p>	<p>第二百二条 (実質的な改訂なし)</p>
<p>第八十六条</p> <p>当事者は、専利出願権または専利権の帰属で紛争が発生し、既に専利業務を管理する部門に調停を求め、</p>	<p>第二百三条</p> <p>当事者は、専利出願権または専利権の帰属で紛争が発生し、既に専利業務を管理する部門に調停を求め、</p>

<p>又は人民法院に起訴している場合、国務院専利行政部門に関連手続きの中止を請求することができる。</p> <p>前款の規定に基づき関連手続きの中止を請求する場合、国務院専利行政部門に請求書を提出し、専利業務を管理する部門または人民法院による専利出願番号又は専利番号が明記された関連受理文書の副本を添付しなければならない。</p> <p>専利業務を管理する部門が下した調停書又は人民法院が下した判決が効力を生じた後、当事者は国務院専利行政部門に関連手続きの再開に関わる手続きを行わなければならない。中止請求日より1年以内に、関連専利出願権または専利権の帰属をめぐる紛争が解決されず、引き続き関連手続きの中止が必要な場合、請求人は当該期限内に中止の延長を請求しなければならない。期限が満了になっても延長請求をしていない場合は、国務院専利行政部門は自ら関連手続きを再開する。</p>	<p>又は人民法院に起訴している場合、国務院専利行政部門に関連手続きの中止を請求することができる。</p> <p>前款の規定に基づき関連手続きの中止を請求する場合、国務院専利行政部門に請求書を提出し、理由を説明し、専利業務を管理する部門または人民法院による専利出願番号又は専利番号が明記された関連受理文書の副本を添付しなければならない。国務院専利行政部門は、当事者が提出した中止理由が明らかに成立しないと判断した場合、関連手続きを中止しなくてもよい。</p> <p>専利業務を管理する部門が下した調停書又は人民法院が下した判決が効力を生じた後、当事者は国務院専利行政部門に関連手続きの再開に関わる手続きを行わなければならない。中止請求日より1年以内に、関連専利出願権または専利権の帰属をめぐる紛争が解決されず、引き続き関連手続きの中止が必要な場合、請求人は当該期限内に中止の延長を請求しなければならない。期限が満了になっても延長請求をしていない場合は、国務院専利行政部門は自ら関連手続きを再開する。</p>
<p>第八十七条</p> <p>人民法院が民事案件の審理において専利出願権又は専利権に対し保全措置を取る裁決を下した場合、国務院専利行政部門は専利出願番号または専利番号が明記された裁定書と執行協力通知書を受領した日に、保全される専利出願権又は専利権の関連手続きを中止するものとする。保全期間満了後、人民法院が引き続き保全措置を取る裁定を下していない場合、国務院専利行政部門は関連手続きを自ら再開する。</p>	<p>第一百四条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第八十八条</p> <p>国務院専利行政部門が本細則第八十六条及び第八十七条の規定に基づき関連手続きを中止するとは、専利出願の形式審査、実体審査、復審手続き、専利権の付与手続きと専利権の無効宣告手続きの一時停止、専利権又は専利出願権の放棄、変更、移転手続きの一時停止、専利権質権設定手続き及び専利権期限満了前の終了手続きなどを指す。</p>	<p>第一百五条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第九章 専利登記と専利公報</p>	
<p>第八十九条</p> <p>国務院専利行政部門は専利登記簿を設置し、専利出</p>	<p>第一百六条</p> <p>国務院専利行政部門は専利登記簿を設置し、専利出</p>

<p>願と専利権に関わる下記事項を登記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 専利権の付与 (二) 専利出願権、専利権の移転 (三) 専利権の質権設定、保全及びその解除 (四) 専利実施許諾契約の登記 (五) 専利権の無効宣告 (六) 専利権の終了 (七) 専利権の回復 (八) 専利実施の強制許諾 (九) 専利権者の氏名または名称、国籍と住所の変更 	<p>願と専利権に関わる下記事項を登記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 専利権の付与 (二) 専利出願権、専利権の移転 (三) 専利権の質権設定、保全及びその解除 (四) 専利実施許諾契約の登記 (五) 国防専利、秘密専利の秘密解除 (六) 専利権の無効宣告 (七) 専利権の終了 (八) 専利権の回復 (九) 専利権期間の補填 (十) 専利実施開放許諾 (十一) 専利実施の強制許諾 (十二) 専利権者の氏名または名称、国籍と住所の変更
<p>第九十条</p> <p>国務院専利行政部門は専利公報を定期的に出版し、下記の内容を公布又は公告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 発明専利出願の書誌事項と要約書 (二) 発明専利出願の実体審査請求と国務院専利行政部門が発明専利出願に対し自発的に実体審査を行うことの決定 (三) 発明専利出願公開後の拒絶、取り下げ、見なし取り下げ、見なし放棄、回復と移転 (四) 専利権の付与及び専利権の書誌事項 (五) 発明または実用新案専利の要約書、意匠専利の図面又は写真一枚 (六) 国防専利、秘密専利の秘密解除 (七) 専利権の無効宣告 (八) 専利権の終了、回復 (九) 専利権の移転 (十) 専利実施許諾契約の登記 (十一) 専利権の質権設定、保全及びその解除 (十二) 専利実施の強制許諾の付与 (十三) 専利権者の氏名または名称、住所の変更 (十四) 公告による文書の送達 (十五) 国務院専利行政部門が行った訂正 (十六) その他の関連事項 	<p>第一百七条</p> <p>国務院専利行政部門は専利公報を定期的に出版し、下記の内容を公布又は公告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 発明専利出願の書誌事項と要約書 (二) 発明専利出願の実体審査請求と国務院専利行政部門が発明専利出願に対し自発的に実体審査を行うことの決定 (三) 発明専利出願公開後の拒絶、取り下げ、見なし取り下げ、見なし放棄、回復と移転 (四) 専利権の付与及び専利権の書誌事項 (五) 実用新案専利の要約書、意匠専利の図面又は写真一枚 (六) 国防専利、秘密専利の秘密解除 (七) 専利権の無効宣告 (八) 専利権の終了、回復 (九) 専利権期間の補填 (十) 専利権の移転 (十一) 専利実施許諾契約の登記 (十二) 専利権の質権設定、保全及びその解除 (十三) 専利実施の開放許諾事項 (十四) 専利実施の強制許諾の付与 (十五) 専利権者の氏名または名称、国籍及び住所の変更 (十六) 公告による文書の送達 (十七) 国務院専利行政部門が行った訂正 (十八) その他の関連事項

<p>第九十一条</p> <p>国務院専利行政部門は専利公報、發明専利出願の単行本及び發明専利、実用新案専利、意匠専利の単行本を提供し、無料で公衆の閲覧に供するものとする。</p>	<p>第一百八条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第九十二条</p> <p>国務院専利行政部門は互惠の原則に基づき、他の国、地域の専利機構または地域的な専利組織との専利文献の交換に責任を負う。</p>	<p>第一百九条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第九章 費用</p>	
<p>第九十三条</p> <p>国務院専利行政部門で専利出願とその他の手続きを行う際に、下記の費用を納めなければならない：</p> <p>（一）出願費、出願付加費、公布印刷費、優先権主張費</p> <p>（二）發明専利出願実体審査費、復審費</p> <p>（三）専利登録費、公告印刷費、年金</p> <p>（四）権利回復請求費、期限延長請求費</p> <p>（五）書誌事項変更費、専利権評価報告請求費、無効宣告請求費</p> <p>前款に列挙された各費用の納付基準は、国務院価格管理部門、財政部門と国務院専利行政部門によって共同で定めるものとする。</p>	<p>第一百十条</p> <p>国務院専利行政部門で専利出願とその他の手続きを行う際に、下記の費用を納めなければならない：</p> <p>（一）出願費、出願付加費、公布印刷費、優先権主張費</p> <p>（二）發明専利出願実体審査費、復審費</p> <p>（三）年金</p> <p>（四）権利回復請求費、期限延長請求費</p> <p>（五）書誌事項変更費、専利権評価報告請求費、無効宣告請求費、専利書類副本証明費</p> <p>前款に列挙された各費用の納付基準は、国務院発展改革部門、財政部門が国務院専利行政部門と共同で職責分担に基づき規定する。国務院財政部門、発展改革部門は国務院専利行政部門と共同で実情に応じて専利出願とその他手続きを行う際に納付すべき費用の種類と基準を調整することができる。</p>
<p>第九十四条</p> <p>専利法と本細則で規定した各費用は、国務院専利行政部門に直接納付してもよく、郵便振込または銀行振込、若しくは国務院専利行政部門が規定したその他の方式により納付することもできる。</p> <p>郵便振込または銀行振込で納付する場合は、国務院専利行政部門宛ての振込手続き記入書に出願番号または専利番号及び納付する費用の名称を正確に明記しなければならない。本項規定に符合しない場合は、納付手続きを行っていないものとみなされる。</p> <p>国務院専利行政部門に費用を直接納付する場合は、納付した当日を納付日とする。</p> <p>郵便振込方式により費用を納付する場合、郵便局が振込処理を行った消印日を納付日とする。銀行振込方式により費用を納付する場合、銀行が実際に振込処理を</p>	<p>第一百十一条</p> <p>専利法と本細則で規定した各費用は、規定に厳格に基づき納付しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門に費用を直接納付する場合は、納付した当日を納付日とする。郵便振込方式により費用を納付する場合、郵便局が振込処理を行った消印日を納付日とする。銀行振込方式により費用を納付する場合、銀行が実際に振込処理を行った日を納付日とする。</p> <p>専利費用の過払い、二重払い、納付間違いの場合、当事者は納付日より3年以内に、国務院専利行政部門に返還請求を提出することができ、国務院専利行政部門はそれを返還しなければならない。</p>

<p>行った日を納付日とする。</p> <p>専利費用の過払い、二重払い、納付間違いの場合、当事者は納付日より3年以内に、国務院専利行政部門に返還請求を提出することができ、国務院専利行政部門はそれを返還しなければならない。</p>	
<p>第九十五条</p> <p>出願人は出願日より2ヶ月以内又は受理通知書を受け取った日より15日以内に、出願費、公布印刷費と必要な出願付加費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合は、その出願が取り下げられたものとみなされる。</p> <p>出願人が優先権を主張する場合、出願費の納付と同時に優先権主張費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合は、優先権を主張しなかったものとみなされる。</p>	<p>第一百十二条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第九十六条</p> <p>当事者が実体審査または復審を請求する場合、専利法及び本細則で規定された関連期限内に費用を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合は、請求を提出しなかったものとみなされる。</p>	<p>第一百十三条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第九十七条</p> <p>出願人は登録手続きを行う際、専利登録費、公告印刷費と専利権付与年の年金を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合は、登録手続きを行わなかったものとみなされる。</p>	<p>第一百十四条</p> <p>出願人は登録手続きを行う際、専利権付与年の年金を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合は、登録手続きを行わなかったものとみなされる。</p>
<p>第九十八条</p> <p>専利権付与年以後の年金は、前年度の期限満了前に納付しなければならない。専利権者が未納付または納付不足の場合、国務院専利行政部門は年金納付期限の満了日より6ヶ月以内に追納すると同時に滞納金を支払うよう専利権者に通知しなければならない。滞納金の金額は、規定の納付期限を1ヶ月過ぎる毎に、その年の年金全額の5%を加算する基準で計算する。期限が満了になっても未納付の場合は、専利権は年金納付期限満了日をもって終了するものとする。</p>	<p>第一百十五条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第九十九条</p> <p>権利回復請求費は本細則に規定される関連期限内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合、請求を提出しなかったもの</p>	<p>第一百十六条（実質的な改訂なし）</p>

<p>とみなされる。</p> <p>期限延長請求費は相応する期限満了日前に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合、請求を提出しなかったものとみなされる。書誌事項変更費、専利権評価報告請求費、無効宣告請求費は、請求提出日より1ヶ月以内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合、請求を提出しなかったものとみなされる。</p>	
<p>第百条</p> <p>出願人または専利権者が本細則で規定された各費用の納付が困難な場合、規定に基づき国務院専利行政部門に減額または納付延期の請求を提出することができる。減額または納付延期の方法については、国務院財政部門と国務院価格管理部門、国務院専利行政部門と共同で定めるものとする。</p>	<p>第百七条</p> <p>出願人または専利権者が本細則で規定された各費用の納付が困難な場合、規定に基づき国務院専利行政部門に減額の請求を提出することができる。減額の方法については、国務院財政部門と国務院発展改革部門、国務院専利行政部門と共同で定めるものとする。</p>
<p>第十一章 発明、実用新案の国際出願に関する特別規定</p>	
<p>第百一条</p> <p>国務院専利行政部門は専利法第二十条の規定に基づき、専利協力条約に基づく専利の国際出願の提出を受理する。</p> <p>専利協力条約に基づいて提出しかつ中国を指定した専利の国際出願（以下、国際出願と略す）が国務院専利行政部門による処理の段階への移行（以下、中国国内移行と略す）に係わる条件と手続きは本章の規定を適用するものとする。本章に規定のないものについては、専利法及び本細則のその他各章の関連規定を適用するものとする。</p>	<p>第百十八条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第百二条</p> <p>専利協力条約に基づいてすでに国際出願日が確定され、かつ中国を指定した国際出願は、国務院専利行政部門に提出された専利出願とみなされ、当該国際出願日は専利法第二十八条にいう出願日と見なされる。</p>	<p>第百十九条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第百三条</p> <p>国際出願の出願人は、専利協力条約第二条にいう優先権日（本章では“優先権日”と略す）より30ヶ月以内に、国務院専利行政部門で中国国内移行手続きをしなければならない。出願人が当該期限内に同手続きを行わなかった場合、期限延長費を支払うことによって、優先権日より32ヶ月以内に中国国内移行手続き</p>	<p>第百二十条（実質的な改訂なし）</p>

<p>を行うことができる。</p>	
<p>第四百四条</p> <p>出願人は本細則第百三条の規定に基づいて中国国内移行手続きを行う場合、下記の要求に符合しなければならない。</p> <p>(一) 中国語で中国国内移行の書面声明を提出し、国際出願番号と付与されたい専利の種類を明記する、</p> <p>(二) 本細則第九十三条第一款に規定される出願費、公布印刷費を納付し、必要に応じて本細則第百三条に規定した期限延長費を納付する。</p> <p>(三) 国際出願が外国語で提出された場合、最初の国際出願の明細書と請求の範囲の中国語訳を提出する。</p> <p>(四) 中国国内移行の書面声明において、発明創造の名称、出願人の氏名又は名称、住所と発明者の氏名を明記し、前記内容は世界知的財産権機関国際事務局（以下「国際事務局」と略称）での記録に一致しなければならない。国際出願に発明者を明記しなかった場合、前記声明において発明者の氏名を明記する。</p> <p>(五) 国際出願が外国語で提出された場合、要約の中国語訳を提出し、図面と要約図がある場合、図面の副本と要約図の副本を提出し、図面の中に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換え、国際出願が中国語で提出された場合、国際公布書類の中の要約と要約図の副本を提出する。</p> <p>(六) 国際段階においてすでに国際事務局で出願人変更手続きをした場合は、変更後の出願人が出願権を有することの証明材料を提出する。</p> <p>(七) 必要に応じて本細則第九十三条第一款に規定される出願付加費を納付する。</p> <p>本条第一款第（一）号～第（三）号の要求に符合する場合、国务院專利行政部門は出願番号を付し、国際出願の中国国内移行の日付（以下「移行日」と略称）を明確にし、かつ出願人にその国際出願がすでに中国国内に移行した旨を通知しなければならない。</p> <p>国際出願がすでに中国国内に移行したものの、本条第一款第（四）号～第（七）号の要求に符合しない場合、国务院專利行政部門は指定期限内での補正を出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても補正しなかった場合、その出願は取り下げられたものとみなされる。</p>	<p>第二百一十一条</p> <p>出願人は本細則第百二十条の規定に基づいて中国国内移行手続きを行う場合、下記の要求に符合しなければならない。</p> <p>(一) 中国語で中国国内移行の書面声明を提出し、国際出願番号と付与されたい専利の種類を明記する、</p> <p>(二) 本細則第百十条第一款に規定される出願費、公布印刷費を納付し、必要に応じて本細則第百二十条に規定した期限延長費を納付する。</p> <p>(三) 国際出願が外国語で提出された場合、最初の国際出願の明細書と請求の範囲の中国語訳を提出する。</p> <p>(四) 中国国内移行の書面声明において、発明創造の名称、出願人の氏名又は名称、住所と発明者の氏名を明記し、前記内容は世界知的財産権機関国際事務局（以下「国際事務局」と略称）での記録に一致しなければならない。国際出願に発明者を明記しなかった場合、前記声明において発明者の氏名を明記する。</p> <p>(五) 国際出願が外国語で提出された場合、要約の中国語訳を提出し、図面と要約図がある場合、図面の副本と要約図を指定して提出し、図面の中に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換る。</p> <p>(六) 国際段階においてすでに国際事務局で出願人変更手続きをした場合は、必要な際に変更後の出願人が出願権を有することの証明材料を提出する。</p> <p>(七) 必要に応じて本細則第百十条第一款に規定される出願付加費を納付する。</p> <p>本条第一款第（一）項～第（三）項の要求に符合する場合、国务院專利行政部門は出願番号を付し、国際出願の中国国内移行の日付（以下「移行日」と略称）を明確にし、かつ出願人にその国際出願がすでに中国国内に移行した旨を通知しなければならない。</p> <p>国際出願がすでに中国国内に移行したものの、本条第一款第（四）項～第（七）項の要求に符合しない場合、国务院專利行政部門は指定期限内での補正を出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても補正しなかった場合、その出願は取り下げられたものとみなされる。</p>

とみなされる。	
<p>第五十五条</p> <p>国際出願は次に掲げる事項の一つに該当する場合、その中国における効力は終了するものとする。</p> <p>(一) 国際段階において、国際出願が取り下げられ又は見なし取り下げとされ、若しくは国際出願の中国指定が取り下げられた。</p> <p>(二) 出願人は優先権日より 32 ヶ月以内に、本細則第三百三条の規定によって中国国内移行手続きを行わなかった。</p> <p>(三) 出願人が中国国内移行手続きを行っているが、優先権日より 32 ヶ月の期限が満了になってもなお本細則第三百四条第(一)号～第(三)号の要求に符合しない。</p> <p>前款第(一)号の規定に基づいて国際出願は中国における効力が終了した場合、本細則第六条の規定を適用しない。前項第(二)号、第(三)号の規定に基づいて国際出願は中国における効力が終了した場合、本細則第六条第 2 項の規定を適用しない。</p>	<p>第二百二十二条 (実質的な改訂なし)</p>
<p>第三百六条</p> <p>国際出願が国際段階において補正が行われ、出願人は補正された出願書類を基に審査を行うよう求める場合、移行日より 2 ヶ月以内に補正部分の中国語訳を提出しなければならない。当該期間内に中国語訳文を提出しない場合、出願人が国際段階において提出した補正について、国务院專利行政部門は考慮しない。</p>	<p>第二百二十三条 (実質的な改訂なし)</p>
<p>第三百七条</p> <p>国際出願に関わる発明創造が、專利法第二十四条第(一)号または第(二)号に挙げられた状況のいずれか一つに該当し、国際出願を提出時に声明をしている場合、出願人は中国国内移行書面声明の中でそれを説明し、かつ移行日より 2 ヶ月以内に本細則第三十条第三款で規定された関連証明文書を提出しなければならない。説明しない又は期限が満了しても証明文書を提出しなかった場合、その出願は專利法第二十四条の規定を適用しない。</p>	<p>第二百二十四条 (実質的な改訂なし)</p>
<p>第三百八条</p> <p>出願人が專利協力条約に基づき生物学的材料サンプルの寄託について説明を行った場合、本細則第二十四条第(三)号の要求を満たしているものとみなされ</p>	<p>第二百二十五条 (実質的な改訂なし)</p>

<p>る。</p> <p>出願人は中国国内移行声明の中に、生物学的材料サンプルの寄託事項を記載した文書及び当該文書における具体的な記載位置を明記しなければならない。</p> <p>出願人は、最初に提出した国際出願の明細書の中に生物学的材料サンプルの寄託事項についてすでに記載しているが、中国国内移行声明の中に明記しなかった場合、移行日より4ヶ月以内に補正を行わなければならない。期限が満了になっても補正をしなかった場合、当該生物学的材料について寄託が提出されていないものとみなされる。</p> <p>出願人が移行日より4ヶ月以内に国務院専利行政部門に生物学的材料サンプルの寄託証明書と生存証明書を提出した場合、本細則第二十四条第(一)号に規定された期限内に提出したものとみなされる。</p>	
<p>第九十九条</p> <p>国際出願に係わる発明創造が遺伝資源に依存して完成された場合、出願人は国際出願の中国国内移行書面声明の中にそれを説明し、かつ国務院専利行政部門が制定した書式に記入しなければならない。</p>	<p>第二百二十六条 (実質的な改訂なし)</p>
<p>第一百条</p> <p>出願人が国際段階においてすでに一項または複数項の優先権を主張していて、中国国内に移行する際に当該優先権主張が依然として有効である場合、すでに専利法第三十条の規定に基づき書面声明を提出したものとみなされる。</p> <p>出願人は移行日から2ヶ月以内に優先権主張費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納又は納付不足の場合、同優先権を主張していないものとみなされる。</p> <p>出願人は国際段階において専利協力条約の規定に基づきすでに先願書類の副本を提出している場合、中国国内移行手続きを行う際に国務院専利行政部門に先願書類の副本を提出する必要がない。出願人が国際段階において先願書類の副本を提出しなかった場合、国務院専利行政部門は必要に応じて、出願人に指定期限内での追加提出を通知することができる。期限満了になっても出願人が提出しない場合、その優先権主張が提出されていないものとみなされる。</p>	<p>第二百二十七条 (実質的な改訂なし)</p>
	<p>第二十八条</p>

	<p>国際出願の出願日が優先権期限満了後2ヶ月以内であり、国際段階で受理局が優先権の回復を承認した場合、本細則第三十六条の規定に従い優先権の回復を請求したものとみなされる。国際段階で出願人が優先権の回復を請求しなかった場合、または優先権の回復を請求したものの受理局が承認しなかった場合、出願人に正当な理由があるときは、移行日から2ヶ月以内に国務院専利行政部門に優先権の回復を請求することができる。</p>
<p>第百十一条 優先権日より30ヶ月の期限が満了前に、国務院専利行政部門に国際出願の早期処理と審査を請求する場合、出願人は中国国内移行手続きの他に、専利協力条約第二十三条第二項の規定に基づいて請求を提出しなければならない。国際事務局がまだ国務院専利行政部門に国際出願を伝送していない場合、出願人は確認済みの国際出願の副本を提出しなければならない。</p>	<p>第百二十九条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第百十二条 実用新案専利の取得を求める国際出願について、出願人は移行日より2ヶ月以内に自発的に専利出願書類を修正することができる。 専利権の取得を求める国際出願は、本細則第五十一条第一款の規定を適用するものとする。</p>	<p>第百三十条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第百十三条 出願人は、提出した明細書、請求の範囲または図面中文字の中国語訳文にミスがあることを発見した場合、次に規定される期限内で最初の国際出願書類に基づいて訂正することができる。 (一) 国務院専利行政部門が専利出願の公開又は実用新案専利権の公告に関する準備作業を完了する前 (二) 国務院専利行政部門が発行した専利出願が実体審査プロセスに入った旨の通知書の受領日より3ヶ月以内 出願人は訳文のミスを訂正する場合、書面による請求を提出し、かつ規定された訳文訂正費を納めなければならない。 出願人は国務院専利行政部門よりの通知書の要求に基づいて訳文を訂正する場合、指定期限内で本条第二項に規定された手続きを行わなければならない。期限が満了になっても規定手続きを行っていない場合、</p>	<p>第百三十一条（実質的な改訂なし）</p>

<p>同出願は取り下げられたものとみなされる。</p>	
<p>第百十四条</p> <p>発明専利権の取得を求める国際出願について、国務院専利行政部門は方式審査を経て専利法と本細則の関連規定に符合していると認めた場合、専利公報上で公布し、国際出願が中国語以外の言語で提出されている場合、出願書類の中国語訳を公布する。</p> <p>発明専利権の取得を求める国際出願について、国際事務局が中国語で国際公布を行った場合、国際公布日から専利法第十三条の規定を適用する。国際局により中国語以外の言語で国際公布を行った場合、国務院専利行政部門による公布の日から専利法第十三条の規定を適用する。</p> <p>国際出願において、専利法第二十一条と第二十二条における公布とは、本条第一項に規定される公布を指す。</p>	<p>第百三十二条</p> <p>発明専利権の取得を求める国際出願について、国務院専利行政部門は方式審査を経て専利法と本細則の関連規定に符合していると認めた場合、専利公報上で公布し、国際出願が中国語以外の言語で提出されている場合、出願書類の中国語訳を公布する。</p> <p>発明専利権の取得を求める国際出願について、国際事務局が中国語で国際公布を行った場合、国際公布日又は国務院専利行政部門が公布した日から専利法第十三条の規定を適用する。国際局により中国語以外の言語で国際公布を行った場合、国務院専利行政部門による公布の日から専利法第十三条の規定を適用する。</p> <p>国際出願において、専利法第二十一条と第二十二条における公布とは、本条第一款に規定される公布を指す。</p>
<p>第百十五条</p> <p>国際出願に二項以上の発明または実用新案が含まれる場合、出願人は移行日より、本細則第四十二条第一款の規定に基づき分割出願を提出することができる。</p> <p>国際段階において、国際調査機関又は国際形式審査機関が国際出願が専利協力条約に規定される単一性の要件に符合していないと判断し、出願人が規定通りに付加費を納付せずに、国際出願の一部が国際調査を受けず又は国際形式審査を経ておらず、中国国内段階に移行する際に、出願人が前述する部分を審査の基礎とするよう要求し、国務院専利行政部門が国際調査機関又は国際形式審査機関の発明の単一性についての判断が正しいものであると認めた場合、指定期限内に単一性回復費を納付するよう出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても未納又は納付不足の場合、国際出願において調査を受けていないか又は国際形式審査を経ていない部分は取り下げられたものとみなされる。</p>	<p>第百三十三条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第百十六条</p> <p>国際出願が、国際段階において関連国際機関に国際出願日の付与を拒絶された、又は見なし取り下げと宣告された場合、出願人は通知を受領した日より2ヶ月以内に、国際出願保存書類の中のすべての書類の副本</p>	<p>第百三十四条（実質的な改訂なし）</p>

<p>を国務院専利行政部門へ転送するよう国際事務局に請求し、且つ同期限内に国務院専利行政部門で本細則第百三条に規定される手続きをとることができる。国務院専利行政部門は国際事務局から転送された書類を受領した後、国際機関が行った決定が正しいか否かについて再審査しなければならない。</p>	
<p>第百十七条 国際出願に基づいて付与され専利許権において、訳文の誤りによって、専利法第五十九条の規定に基づいて確定された保護範囲が国際出願の原文が示す範囲を超えた場合、原文によって制限された後の保護範囲に準じる。保護範囲が国際出願の原文が示す範囲より狭くなった場合、権利付与時の保護範囲に準じる。</p>	<p>第百三十五条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第十二章 意匠国際出願に関する特別規定</p>	
	<p>第百三十六条 国務院専利行政部門は、専利法第十九条第二款、第三款の規定に基づき、工業品意匠国際登録ハーグ協定（1999年版）（以下、ハーグ協定という）に基づいて提出された意匠国際登録出願を処理する。 国務院専利行政部門は、ハーグ協定に基づき提出され中国を指定した意匠国際登録出願（意匠国際出願という）の条件と手順に本章の規定を適用する。本章に規定がない場合、専利法及び本細則の他の各章の関連規定を適用する。</p>
	<p>第百三十七条 ハーグ協定によって国際登録日が確定し、中国を指定した意匠国際出願は、国務院専利行政部門に提出された意匠専利出願とみなされ、当該国際登録日は専利法第二十八条にいう出願日とみなされる。</p>
	<p>第百三十八条 国際局が意匠国際出願を公布した後、国務院専利行政部門は意匠国際出願を審査し、審査結果を国際局に通知する。</p>
	<p>第百三十九条 国際局が公布した意匠国際出願に一つまたは複数の優先権が含まれている場合、専利法第三十条の規定に従い書面による声明を提出したものとみなされる。 意匠国際出願の出願人は優先権を主張する場合、意匠国際出願が公布された日より起算して3ヶ月以内に先の出願書類の副本を提出しなければならない。</p>

	<p>第四百四十条</p> <p>意匠国際出願に関連する意匠に専利法第二十四条第（二）項、又は第（三）項に列挙された状況がある場合、意匠国際出願を提出する際に声明し、意匠国際出願が公布された日より起算して2ヶ月以内に本細則第三十三条第三款に規定される関連証明書類を提出しなければならない。</p>
	<p>第四百四十一条</p> <p>1件の意匠国際出願に2つ以上の意匠が含まれている場合、出願人は意匠国際出願が公布された日より起算して2ヶ月以内に国務院専利行政部門に分割出願を提出し、費用を納付することができる。</p>
	<p>第四百四十二条</p> <p>国際局が公布した意匠国際出願に設計要部を含む明細書が含まれている場合、本細則第三十一条の規定に従い簡単な説明を提出したものとみなされる。</p>
	<p>第四百四十三条</p> <p>意匠国際出願に国務院専利行政部門の審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院専利行政部門は保護を与える決定をし、国際局に通知する。</p> <p>国務院専利行政部門は保護を与える決定を下した後、公告を行い、当該意匠権は公告の日から発効する。</p>
	<p>第四百四十四条</p> <p>国際局で権利変更手続きを行った場合、出願人は国務院専利行政部門に関連証明資料を提供しなければならない。</p>
第十三章 附則	
<p>第一百八条</p> <p>国務院専利行政部門の同意を経れば、如何なる者でも既に公開又は公告された発明専利出願書類及び専利登記簿を閲覧又は複製することができ、さらに国務院専利行政部門に専利登記簿の副本の発行を請求することができる。</p> <p>見なし取下げ、却下又は自発的に取下げられた専利出願の書類は、当該専利出願が失効した日より満2年以降は保管しない。</p> <p>既に放棄され、全部無効と宣告された、又は消滅した専利権の書類は、当該専利権が失効した日より満3年以降は保管しない。</p>	<p>第四百四十五条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第一百十九条</p>	<p>第四百四十六条</p>

<p>国務院専利行政部門に出願書類を提出し又は各種手続を取る場合は、出願人、専利権者、その他の利害関係者又はその代表者が署名又は捺印するものとする。専利代理機構に委任した場合は、専利代理機構が捺印する。</p> <p>発明者の氏名、専利出願人と専利権者の氏名又は名称、国籍及び住所、専利代理機構の名称、住所及び代理人の氏名を変更する場合は、国務院専利行政部門で書誌的事項の変更手続を取り、変更理由の証明材料を添付しなければならない。</p>	<p>国務院専利行政部門に出願書類を提出し又は各種手続を取る場合は、出願人、専利権者、その他の利害関係者又はその代表者が署名又は捺印するものとする。専利代理機構に委任した場合は、専利代理機構が捺印する。</p> <p>発明者の氏名、専利出願人と専利権者の氏名又は名称、国籍及び住所、専利代理機構の名称、住所及び専利代理師の氏名を変更する場合は、国務院専利行政部門で書誌的事項の変更手続を取り、必要に応じて変更理由の証明材料を提出しなければならない。</p>
<p>第二百二十条</p> <p>国務院専利行政部門に出願又は専利権に関する書類を郵送する場合、書留書状を使用するものとし、小包を使用してはならない。</p> <p>初めて出願書類を提出する場合を除き、国務院専利行政部門に各種書類を提出する時及び各種手続を取る時は、出願番号又は専利番号、発明創造の名称及び出願人又は専利権者の氏名又は名称を明記しなければならない。</p> <p>一通の書状には同一出願の書類しか含んではならない。</p>	<p>第四百七十七条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第二百一十一条</p> <p>各種出願書類はタイピング又は印刷し、文字は黒色を呈し、整っていて鮮明でなければならない。かつ元の字を消して変更してはならない。添付図面は製図道具及び黒色インクを用いて作成し、線は均一且つ鮮明でなければならない。かつ元のものを消して変更してはならない。</p> <p>願書、明細書、専利請求の範囲、添付図面及び要約書は各々アラビア数字を用いて 通し番号を振らなければならない。</p> <p>出願書類の文字部分は横書きでなければならない。紙は片面使用に限る。</p>	<p>本条項の内容は削除</p>
<p>第二百二十二条</p> <p>国務院専利行政部門は専利法及び本細則に基づいて専利審査基準を作成する。</p>	<p>第四百四十八条（実質的な改訂なし）</p>
<p>第二百二十三条</p> <p>本細則は 2001 年 7 月 1 日より実施する。1992 年 12 月 12 日に国務院が修正を同意し、1992 年 12 月 21 日に中国専利局が公布した「中華人民共和國専利法実</p>	<p>第四百四十九条（実質的な改訂なし）</p>

施細則」は同時に廃止する。	
---------------	--